

4 著作権制度の基礎(3)

文化庁著作権課長
岡本 薫

- 1 「権利制限」という名の「例外」
- 2 「デジタル化・ネットワーク化」への対応
- 3 「契約」のためのシステム・マインド

皆さん、こんにちは。著作権法の今年の改正案は、今朝8時半の閣議で承認され、与党による承認が9時40分に終了し、今日の夕方には国会に提出されます。このように著作権ルールが変わりつつあるという生々しい状況の中で、皆さんにも著作権について学んでいただくわけです。今回の改正案の内容については、また後ほど申し上げます。

3つのテーマ

先週は、著作権課の川瀬室長から、権利の具体的な内容等について話があったと思いますが、引き続き本日は、3つのポイントについてお話しします。

第1は、権利制限と言われる「例外」の話です。権利はあるが、例外的に無断でコピーしてよい、といった法律ルールです。

第2は、インターネットなどに代表される「デジタル化・ネットワーク化」への対応ということです。

そして第3は、著作権について、日本で今最も大きな問題になっている「契約」のマインドやシステムの話です。

これら3つの点について、順次話を進めて参ります。

1 「権利制限」という名の「例外」

まず1つ目は、「例外」に関する法律ルールの話で、著作権法では「権利制限」と呼ばれているものです。

「人権」と「人権」がぶつかったら？

前々回の講義で、著作権というものの基本として「著作権は人権だ」と申し上げました。しかし、人権だからといって絶対のものではありません。例えば、私は今ここで、日本国憲法と国際人権規約によって「言論の自由」という人権を与えられていますが、何を言ってもいいというわけではありません。「言論の自由」があっても、他人について「名誉毀損」をするようなことを言うと、訴えられます。

これはどういうことかということ、私が持っている「言論の自由」という人権と、ほかの人が持っている「いたずらに名誉を毀損されない」という人権が、ぶつかり合うわけです。人権と人権とがぶつかったらどうするかというと、「法律」で「ルール」を決めるしかありません。ほかの国は知りませんが、日本では、「言論の自由」と「名誉を毀損されない権利」とがぶつかった場合は、「言論の自由の方を抑圧する」というルールになっています。あえて「抑圧」と言います。「言論の自由」は、「名誉を毀損されない権利」の前で抑圧されるというルールになっているわけです。

著作権の場合は、「著作権を行使したことによって、他人の別の人権を損なう」などということは、まずありません。まずありませんが、「著作権の方を少し我慢してもらおう」ということによって、「他人の別の人権をより良く保障できる」という場合があります。

例えば、「教育を受ける権利」です。ですから、学校の先生が子供たちへの授業のために今朝の新聞記事をコピーして配る ということは、例外としてOKになっております。

それから、「社会福祉を受ける権利」です。例えば、これは私が書いた本ですが、皆様方の中でこの本を「点訳」できる人がいたら、いつでも、どこでも、だれでも点字に訳して構わない、という法律ルールになっております。更にそれを営利目的で売っても構わないというルールになっています。

あるいは「知る権利」もあります。人々の知る権利を守るために、「報道利用」は自由という法律ルールになっております。報道利用で一番単純な例は、例えば「盗まれた絵が発見された」という場合です。盗まれた絵が発見されたら、その絵の写真が普通新聞の一面に出ます。これはコピーしています。本来無断ではコピーできないはずですが、人々の知る権利を守るために報道利用は自由ということで、例外規定でコピーしてOKとなっているわけです。

人々の「人権」を束にしたものが、簡単に言うと「公益」ですが、このため著作権に関するそうした例外ルールの対象を拡大するようなどときには、「公益性があるため」などと説明されることが多いわけです。

ちなみに条約では、「スリー・ステップ・テスト」と呼ばれる3つのチェックポイントがあり、この3つの条件をすべてクリアしている場合に限って、例外規定を置くことが認められています。それは、特別の場合であること、権利者の正当な利益を不当に害しないこと、通常な利用を妨げないこと、という3つです。

(1) いくつかの問題

次に、この「権利制限」と呼ばれる著作権の「例外のルール」について、よく見られる問題のいくつかを例示してみましょう。

(a) 「人権に関わる人」ほど著作権については「人権感覚」が「鈍い」という問題

第1は、このような例外ルールがあるために生じている皮肉な状況ということです。今申し上げたように、著作権という人権を無視して無断でコピーなどしていいという「例外の恩恵を受けている人」はどのような人たちかというと、教育・福祉・報道など、何らかの「人権」に関わっている人々です。

そうした方々は、昔はつまり、アナログ環境下ではこうした例外ルールによって、日常の仕事や活動のかなりの部分について「無断コピー」ができていたわけです。そうすると、それが「当たり前」になってしまうのです。学校の先生とか、ジャーナリストとか、福祉の関係者などの中には、「本来は無断でコピーをしてはいけないのだけれども、自分たちが人権にかかわる重要な仕事をしているために、例外規定の適用を受けて、あくまでも例外として無断でコピーできているのだ」ということを忘れてしまう人が多いのですね。「コピーできて当たり前」と思ってしまうわけです。

そうすると、「人権にかかわる仕事をしている人ほど、著作権という人権については、人権感覚が鈍い」という皮肉な状況になっているわけです。むしろ、営利企業の方々が、著作権については人権感覚が鋭いです。なぜかということ、営利目的で何かをすることについては、著作権法に例外規定がほとんどないからです。このため企業の方々は、他人のものをコピーするときには、「必ず了解を得る」と最初から思っているわけです。

むしろ教育や報道の関係者が、「自分たちは『いいこと』をしているのだから、このくらいできて当たりまえ」などといった傲慢で独善的な考え方に陥りがちです。そうした人々が、デジタル化やネットワーク化によって利用形態が拡大し、あることを無断でしようとする、ある条件を満たさずに無断ではできない という状況に直面すると、「いいことをしようとしているのに、不当に規制されている」などと言い出すのです。

(b) 「灰色部分」については「自己責任」
第二の問題は、「権利者の了解を得て利用

する」ということが原則であるにもかかわらず、それが「面倒だ」という人が、「例外ルールの範囲で利用する」ということを原則にしてしまうことです。このために、「例外の範囲をもっと詳細・明確に規定せよ」とか、逆に「フェア・ユースの考え方を取り入れて大雑把にせよ」とかいったことを言っているようです。

後者については後で説明しますが、前者の「例外の範囲が分かりにくくて困る」というのは、まったくおかしな主張です。「了解を得る」のが原則なので、例外の範囲に入るかどうか不明ならば、利用しないか、または権利者の了解を得ればいいのです。例外ルールというのは、「明らかに例外の範囲に含まれるとき」に例外になる というものなのです。

どんな法律ルールにも、「黒」の場合と「白」の場合の間に、どちらになるか(裁判で決めてもらうまでは)よくわからないという「灰色」の部分があります。著作権の例外については、そうした場合に無断で利用すると「アブナイ」わけですが、「アブナイ」のであれば「しない」方がいいです。あえてするならば、当然ですが「自己責任」です。自分で責任をとるしかありません。

よく申し上げている話ですが、皆様方の中で運転免許を持っていらっしゃる方はたくさんいらっしゃるでしょう。交通法規も勉強されたと思いますが、駐車禁止は道幅何メートル以下でしたか。駐車後の道幅が3.5メートル以下になる場合でしたっけ。そのような場合には、駐車禁止です。しかし、田舎に行ったら歩道もありませんし、道端にペンペン草も生えていますから、残りの道幅が「3.5メートル以上とも思えるし、以下にも見える」という場合がありますよね。そういう場合には「駐車しない」ほうが「無難」です。そうした場合にあって駐車するならば、違反切符を切られるかもしれない というリスクを自分でおかすしかありません。「アブナイ」ことはなるべくしない、するならば「自己責任」という単純なことです。

私が皆様方のような学生だったころ、もう

30年近く前ですが、こういう事件がありました。ある人がアパートに入りました。自分のうちにはクーラーがないが、隣のうちにはクーラーがある。そこでこの人は、アパートの壁に穴を開けて、隣から冷気を引き込みました。それで逮捕されてしまった。「冷気窃盗罪」といって有罪になったのです。でもこの事件は、確か最高裁まで行ったのです。

私は、今ここで成蹊大学の空気を吸っていますが、「成蹊大の空気を盗んでいる」と言う人はいないでしょう。空気というのは、もともと窃盗罪の対象にはならないのです。ところが、テクノロジーが発達して、お金をかけエネルギーをかけて「空気を冷やせる」という状況になると、その「冷やした空気」は窃盗罪の対象になるのではないかと、いう話になってきたのです。それでその人は、結局「冷気窃盗罪」で有罪になりましたが、それでも最高裁まで行ったのです。

つまり、人類が始まってからずっとあったはずの「他人のものを盗んではいけない」という単純なルールについても、テクノロジーが発達してくると、その「もの」とは何か、「盗む」とは何か ということがあいまいになってくるのです。電子データとか情報の窃盗などということにも対応しなければならなくなってきますし、「盗む」ということに関する法制も見直さなければいけなくなってきます。

そのような変化は今後もますます急速に起こってきますので、「灰色部分」も増えてきますが、それは法律ルールの宿命であって、自ら行動する人々の方が、あとあと起こる結果についてよく考えた上で行動し、その結果について責任をとることが必要になるわけです。そうした場合に、「自分がしたいこと」を基準に「法律が曖昧で困る」などといっても始まりませんし、仮に法改正運動を起こすとしても、法改正が実現されるまでの間は同じことなのです。

(c) 「権利制限があってもコピーしない」という契約は原則として有効

第3の問題は、こうした例外ルールについて、

「利用者側に『利用する権利』を与えている」という誤解や、「『利用しないという契約』をしても無効」などという誤解を持っている人がいることです。

前者について言えば、権利制限は、「無断でコピーしている人に『ストップ』と言える」という権利者の権利を制限しているだけです。例えば「権利者がコピー・プロテクションをかける」というのは自由です。つまり、「利用者がコピーできるという状況を実現する」というわけではありません。この点を誤解して、「権利制限があるのにコピー・プロテクションをかけるのは、利用者の『コピーする権利』の侵害」などと言っている人がまだいるようです。

また、後者については、次のことをよく理解してください。「公益性」も含め、何らかの理由で権利者の権利を及ぼさない方がいい

という場合に、これを実現する方法は「権利制限」(いったん権利を与えた上で、例外規定を置くこと)だけではありません。これには、

そもそも「保護対象物」から除外する
 「保護期間」を終了させて保護を打切る
 無断でできない「利用行為」から除外する
 無断でできない「利用行為」に含めていったん権利の対象とした上で「例外規定」で除外する

といった方法があります。特に前記のとについては、どちらの方法をとるかということは、各国の伝統や立法技術上の問題として決まってきました。

例えば、「小学校の学芸会で、子どもたちが音楽を演奏する」ということに著作権を及ぼしている国はおそらくないでしょうが、これについて、日本では、ドイツではの方式がとられています。また、「図書館からの本の無料貸し出し」についても、日本ではですが、条約や他国の法律ではである場合が多いようです。さらに、前回説明があったかと思いますが、「同一校内での有線の公衆送信」は、日本ではの方式で除外されていますが、の方式で除外することも可能でし

た。

こうしたことについて、「訓古学的な法学」が好きな人の中には、「にするかにするかということについて、それなりの基準や判断があったはずで、ではなくにしていうことは、『コピーしない』という契約を無効にするという趣旨だ」などいうことを言っている人がいるようです。しかし、法案を作ってきた文化庁では、そのような趣旨でかを決めてきたわけではありません。これはいかばかりです。もちろん「公序良俗に反する契約」は民法の規定によって無効になります。しかし、公序良俗に反するかどうかということを裁判所が判断するときに、「権利の対象からの除外が、の方式か、の方式か」といことが判断材料になるとしたら、条文を作った文化庁が意図も予想もしなかった重大な結果を招いてしまったことになるわけです。もしそんな判決が出たら、文化庁は責任をとって直ちに法改正をすべきでしょう。

(2) 例外ルールを変えようとする議論

こうした例外のルールは、当然どんどん変えていっていいわけですが、そうした議論を行うときにちょっと頭に入れておいていただきたいことがあります。

(a) 「公益実現」の「コスト」は誰が負担すべきか？

著作権に関する例外ルールを分かりやすく説明するのに、私は、いつも、「土地収用法と同じ」と言っています。法学部の学生さんたちに大雑把なことを言って申し訳ないのですが、簡単に言えば土地収用法と同じです。土地所有権があっても、公益性がある空港等を造る場合には土地収用法が適用になって、土地を取り上げられてしまうことも起こるわけです。ですから、ある意味では、著作権の例外規定は土地収用法に似ているわけです。

ところで、例外規定の改正を議論するときに、土地収用法との関係で少し考えていただきたいのは、土地収用法が適用になった場合にはお金が出るけれども、著作権の例外規定

の場合には普通はお金を出ない ということです。土地収用法適用というのは、実は土地を取り上げられてしまうのではなくて、「強制買い上げ」なのです。しかし著作権の場合は、例外規定が適用されて「無断でコピーしていい」とされると、権利者はお金ももらえないのです。ですから、著作権法の権利制限規定というのは、権利者側から見ると、土地収用法よりもずっとヒドイものなのです。

このために権利者側は、先ほど申し上げた教育・福祉・報道などについても、次のように言っています。「なるほどそれらについて、公益性があるのは分かる。だから事前に了解を取れとは言わない。しかし、公益を実現するための『コスト』は、普通だれが払うのでしょうか。保育園から自衛隊まで、公益を実現するためのコストは、普通は税金でまかなうのではないですか。土地収用法でさえ補償金はくれるのではないですか。なぜ著作権の場合は、私の本がコピーされることによって私の本が売れなくなる という形で、私個人がそのコストを負担しなければならないのでしょうか。せめて補償金をください」。

「貸与権」に関する「図書館」の例外

この問題を、皆さんによく考えていただきたいのです。

例えば、〔資料1〕の の上から2つ目に「非営利・無料の場合の、本などの貸与」という例外があります。「貸与」とは、占有の移転 つまり貸し出すことです。この権利制限は、要するに図書館などからの本の貸し出しが対象です。これに関する「補償金制度創設の可否」という話は、最近新聞などにもよく出ているので皆さんご存じと思いますが、答えが出ていない話ですから、皆様方もよくご自身で考えてみてください。

例えば、皆様方がビデオを借りに行ってお金を払います。あるいはレンタル店にCDを借りに行く場合も、お金を払います。これは、レンタル屋さんが権利者にお金を払っているからです。著作者が「自分の著作物を無断でレンタルされない」という権利を持っているために、権利者との契約が必要になるのです。

これが「貸与権」 つまり、無断で貸与されない権利です。

ところが、この貸与が「非営利・無料」であれば、無断でできる という例外が著作権法にあり、このために、図書館が本を貸すのは無断でよいわけです。しかし、これを権利者から見るとどうでしょうか。図書館に行つて人が本を借りるということは、その分本を買わないわけです。図書館がなかったら本を買うとは限りませんが、図書館で読んでしまった人の多くは、その本を買いません。ということは、著者に損害を与えているわけです。特に最近では、一部の図書館が、「ハリー・ポッター」を100冊も買って貸しまくる、などということをやっています。そうしたら、その周辺の本屋さんでは、「ハリー・ポッター」は売れません。こういう状況になるわけです。

そこで、著者は、「確かに図書館が地域住民のために無料で本を貸すのは公益性がある。だから、われわれの了解を得なくていいです。無断で貸してください。結構です。でも、なぜその公益を実現するためのコストを、著者個人が負担しなければならないのですか。補償金ぐらいは払ってくれませんか」と、図書館側に言っているわけです。今は、そうした補償金の制度はありませんので、そういう法律を作ろうと言っているわけです。

このような場合に「補償金をもらえる権利」 著作権の用語で言うと「許諾権」ではなく「報酬請求権」 のことを、「公共貸与権(公貸権)」と言います。先ほど申し上げたように、日本では「貸与」全体について「貸与権」という権利を及ぼし、「非営利・無料」の部分について例外規定を設けていますが、他の多くの国では、そもそも「非営利・無料」の部分は最初から除外して、残りの「営利・有料」の部分 これを「レンタル」と言います だけを権利の対象にしています。この場合、「非営利・無料」の部分は「さら地」になっているわけで、そこに新たに「報酬請求権」を設けるのが「公貸権」です。

日本法にも既にある「公貸権」

ところが、この「公貸権」という法律ルールは、日本の著作権法の中に既にあるのです。今申し上げたように、日本の法律では「非営利・無料」の貸与の部分が「さら地」ではなくて本来は「貸与権」の対象「権利制限」で例外的に権利が否定されているだけ

ですので、その部分だけをとらえて「権」という呼び方はしていませんが、「補償金を受ける権利」は、既に法定されています。

これは、先ほどの〔資料1〕の の3つ目の、「ビデオなどの貸与」です。この資料では2つ目と同じような表現になっていますが、少し違うのです。ここには書いてありませんが、図書館がビデオ・フィルム・DVDなどの動画コンテンツ(著作権法上の「映画の著作物」)を貸し出す場合には、「図書館」が「ビデオの権利者」つまり映画会社とかビデオ会社

に補償金を払う、という法律ルールになっているのです。なぜかというと、ビデオの場合には、借り出されたあと上映されてしまう場合があるからです。これには合法の場合と違法の場合がありますが、いずれにせよ、ビデオの売り上げに大きな影響が出ます。ですから、図書館が皆さんにビデオを貸し出すときには、図書館が映画会社に補償金を支払いなさいというルールになっているのです。

そこで、この「補償金を受け取る権利」が、実際上の契約実務としてどのように行使されているかといいますと、図書館がビデオを貸し出すたびにビデオ会社にお金を払うのは面倒ですので、どうしているかということ、図書館がビデオを購入するときに、最初から未来永劫分の補償金を「一括支払い」という契約になっているのです。その補償金は、購入時に一括して支払うのですから、簡単に言えば「購入価格に上乘せ」という形になっています。要するに価格を上げるわけです。これを「ライブラリー価格」と呼んでいます。市販価格の2倍から十数倍という金額です。

例えば、皆さんがよく知っている「寅さん」のビデオは、松竹から買うと1本3800円です。これを図書館が貸し出し用を買うときには、2倍の7600円になっています。「寅さん」

は、もうだいぶ減価償却が終わっていますから2倍ですけれども、ものによっては10倍とか十何倍というビデオもあります。そういう契約ルールでやっているわけです。

この契約方式のいいところは、その補償金が「確実に権利者のもとに渡る」ということです。補償金分を、生産・仕入・販売というルートを逆に遡って、権利者に戻せばいいのです。よくない点は、「貸出回数と補償金額が連動しない」ということです。

著者側が「ストップ」をかけている理由

このように、ビデオやDVDについては既に「公貸権」の法律ルールが法定されていますので、その条文を「書籍」などに拡大するのは、特に難しいことはありません。むしろ簡単です。そこで、「では、そうした法改正をしても良いですね」と言うと、この制度の新設を求めているはずの「著者」の側が、「ちょっと待ってくれ」と言うのです。

これは、なぜでしょうか。こうしたところが、著作権というものが「法律上の権利」だけ考えていては分からないという部分なのですが、その原因は次のようなことです。もし今、「ビデオと同じように、補償金をもらえる権利を、本にも与えます」と言ったら、どうなるでしょうか。どの本を何冊貸し出したかをすべて調べるには膨大な労力とコストがかかります。そうすると、結局、実務上考えられる方法は、ビデオと同じような「ライブラリー価格」の契約形態です。つまり、貸出し用の本を図書館が買うときには、値段を2倍にするとか5倍にするということです。

そうしたら、どうなりますか? これは要するに、本の価格が2~5倍になるということです。ですので、全国の図書館の「図書購入予算」が増えない限り、単に売れる本の数が減るだけです。すると、出版社や著者が困ることになってしまうのです。だから、むしろ公貸権の新設を主張してきた著者の側が、「ちょっと待ってくれ。そういう法改正はすぐにしないでくれ」と言っているわけです。

日本国民は「税金肩代わり方式」を受け入

れるか？

では、彼らはどうしたいかという、イギリス方式にしたいのです。イギリスは、公貸与権について、著作権法の改正ではなく、全く新しい法律を作りました。なぜかという、著作権法で書けることは、「利用者（貸与する人）」が「権利者（著者）」に補償金を払う

ということです、これではいずれにせよ、各図書館の予算が増えない限り、本が売れなくなるからです。そこでイギリスは、全く新しい法律を作って、その補償金を、利用者である図書館の代りに政府が税金で支払うということにしました。今申し上げた補償金を政府が税金で払ってあげるのです。

当然ですが、「政府」と言っても著作権を所管している役所ではありません。これは図書館のための制度ですから、図書館行政当局です。日本で言えば、文部科学省生涯学習政策局ですね。

これは、すごい制度です。なぜかという、前々回申し上げましたように、著作権の世界には、常に権利者と利用者の間の対立があります。利用者は、アパートの家賃と同じで、「なるべくお金を払いたくない」と思っています。これに対して権利者は、「なるべくたくさんお金が欲しい」。つまり、「金よこせ」という権利者と「払いたくない」という利用者との宿命的な対立がつきまとうわけです。

そこで、イギリスの制度とはどういうことかという、権利者・利用者の双方が、「この補償金って、政府が税金で払ってくれたら、両方ともハッピーじゃん」という制度です。これがどうすごいかという、本の出版であろうが、映画であろうが、テレビであろうが、あらゆる著作物利用には、何らかの公益性があるのです。だから、みんなが「著作権料は全部税金で払ってくれ」と言い出す可能性があるわけです。これは本質的に、そうした制度であって、だからこそイギリスでもこの制度ができる時には大激論になったらしいのです。当然ですが、この制度は著作権の本筋からはずれたもので、公貸与の制度が広がりつつあるヨーロッパでも、この方式が一般的で

あるわけではありません。

日本でも、著者側と図書館側が、文部科学省も巻き込んで、そうした制度の新設について協議を進めようとしているようですが、日本ではまだ図書館が少ないです。村とか町のレベルで言うと、図書館設置率はまだ非常に低いのです。そうすると、イギリス方式を日本で採用すると、「自分の町には図書館がない」という人が払った税金が、東京の人が図書館から本を借りることに使われるのですよね。それでいいのか？　ということは、既に国会でも指摘されています。

民主国家の一員として何が「公正」かを考えるためのテーマとして最適

このことについて、ある高校で「さあ、君たち、どうしたらいいと思う？」と言ったら、いろいろな意見が出ました。ある高校生は「それならば、図書館が本を貸し出すときにお金を取ればいいのではないか。そのお金を充てればいいのではないか」と言いました。図書館の有料化です。そうしたら、別の子が「そんなことをしたら、お金のある人しか図書館に行けなくなる。それは良くない」と言いました。さらに、別の子は「じゃあ、所得制限を設けて、ある程度以上所得がない人は図書館をただにすればいいじゃないか」と言いました。また別の子は、「そんなことをしたら、本を借りるときに貧乏だとばれてしまうから差別が起こる」と言いました。さらに、「図書館はひとつの本を1冊しか買えないようにする」とか、「半年間は貸出し禁止にする」など、高校生はいろいろなことを考えてくれました。

この図書館の貸し出しの補償金という話は、著作権の問題についてディスカッションするときに、例として非常に面白いといいますが、皆様方が著作物の利用について何が公正か、どういうルールを作ったらいいかを考えるうえで大変面白い話題ですので、ぜひ今夜寝ないで考えてみてください。

また、著作権教育という観点から考えてみても、民主国家における著作権教育とは、単に法律ルールを「知る」ということだけでは

なく、それを「変える」ための資質とか、それを「使う」後で述べる契約・ビジネスの話ということも含まれるわけで、新しいルールを自ら考えるということについて、この公貸権の話は非常に有効なのです。

(b) 「他人の権利」を減らすと「自分の権利」も減る

もうひとつ、是非覚えておいていただきたいことは、「他人の権利を減らすと、自分の権利も減る」という当然のことです。

例えば、この辺りでもよく道路拡張工事をやっていますね。そこで、1軒だけどかない家があったりしますよね。そうするとよく渋滞したりしますので、私も車を運転しているときには、「あの家、どかせよ！」と思うのです。ところが、もしそういう家をすぐにどかせるという法律を作ってしまったらどうなるかということ、私の家もいつどかされるかわからない、ということになってしまうのです。ですから、他人の人権を減らして例外規定を作ったら、自分の人権も減るということは、よく分かっておいてください。これがまた、ブロードバンド時代を迎えて、最近ものすごく盛り上がってしまっています。

かつて同じことがありました。1990年代の前半です。そのころ、「マルチメディア」なるものが出現して、1つのCDの中にいろいろな情報を入れられる時代が来しました。当時「マルチメディア」とか「マルチメディア・コンテンツ」とか「マルチメディア・タイトル」などと呼ばれていたものは、今「ブロードバンド・コンテンツ」などと呼ばれているものに、ある意味で似ています。しかし当時は、ネット上の送信速度が遅くて、複雑なものは瞬時に送信しにくかったのです。そこでまず、CDなどに入れた「パッケージ系」というものが普及しました。これがだんだんと「送信系」に変わっていったわけです。

マルチメディアを自由に作れるようにすると、マルチメディアが自由に使われる

そうしたパッケージ系の「マルチメディア」の生産が拡大してきたころ、その生産者

は、当然「他人のものをパクってCDに入れたい」と思うようになりました。そこで、「マルチメディアを作ることは、日本の経済に貢献するのだから、他人の著作物を無断で使っていいという法律を作ってくれ」などと、よく文化庁に言ってきました。そんなことは当然条約違反ですから、WTO脱退などをしないとできないのですが、私はそこで論争をしないで、今で言う「乗りツッコミ」をしました。つまり、「はい、分かりました。じゃあ、そうしましょうかね。その代わりに、そういう法律を作ったら、あなたが他人のものをパクってきてマルチメディアを作るのを私は待っていて、あなたが作ったものを全部パクって私のCDに入れて、ほかの人のものも入れて、大マルチメディアにして売りますが、いいですね」と言うのです。そう言われると、目が点になってしまう人が多かったですね。つまり、「自分が作るとき」の「他人の権利」をなくしたら、「作ったあと」の「自分の権利」もなくなってしまうということにまだ気が付いていなかったのです。

こういうアホなことを絶対に言わないのは、むしろ伝統的な業界です。ビデオ屋さん、コンピューターソフト屋さん、レコード屋さんといった方々は、「ユーザー・クリエイター」ですから、作るときには権利者と契約して了解を得てレコードに入れたり、ビデオに入れたりするわけですが、作ったあとは自分にも権利が生じるわけです。そうすると、作るときは大変だけれども、この「大変」ということは権利が強いということだから、それを我慢して頑張って了解を取れば、作ったあとは「同じルールで自分も守ってもらえる」ということが分かっているのです。だから、「権利を切り下げよ」などということをやらないわけです。マルチメディア屋さんはやっとそれが分かった。最近、そういう浅薄なことを言う人はいません。

アホな議論も「パッケージ系」から「送信系」に移動

最近そういうアホなことを言い出しているのは、今度は「ブロードバンド屋さん」です。

昔、他人のものをたくさん使って「パッケージ系」のCDとして、「マルチメディア」なるものが作れるようになったのと同じように、最近「送信系」の「ブロードバンド・コンテンツ」というものが発達してきました。

そうすると、そうしたコンテンツを作っている人が、かつての「マルチメディア屋さん」と同じことを言い出すわけです。要するに他人のものをパクってきて、ネットで流したいわけですね。こうした人々が、「既に存在しているものを無断で使わせてくれ」と言い出しているのです。人の権利を下げるという議論をするのは当然結構でルールは変えられるわけですが、自分の権利も下がることも分かっていたいただきたいものです。

(3) 権利制限の具体例

具体的にどのような権利制限が法律ルールとして定められているかということは、〔資料1〕に簡単に列挙してあります。

(a) 「私的使用」と「デジタル補償金」

最初の は、いわゆる「私的使用のためのコピー」と言われているもので、皆さんがいつも使っているものは、例えば「テレビ番組のビデオ録画」です。それもコピーには違いないので、本来は無断でやってはいけないのですが、「自分や家族など」が「仕事以外の目的」で つまり、楽しんだり学んだりするためにコピーする場合は、例外的に無断でコピーできる、という法律ルールになっているわけです。

ただし、デジタル方式のコピーの場合は、少しルールが違います。どういうことかというと、昔の、例えば音楽CDを買ってきて、これをカセットテープに入れ直してウォークマンで聞く ということは、例外の対象として無断でできました。そのようなことをしても、条約による条件である「権利者の正当な利益を不当に害しないこと」に反しないからです。ところが、デジタル方式のCDを、同じデジタル方式のMDやCDに録音しなおす場合には、ちょっと話が変わってきます。なぜか

というと、「クローン・コピー」などと呼ばれる「全く同じもの」ができてしまうからです。

そうすると、オリジナルのCDの方を売ることが出てきます。或いは、友人にオリジナルを渡し、その友人が同じようにデジタルでコピーし、さらに別の友人にオリジナルを渡し・・・といったことが起こるようになってきます。自分がコピーしたMDなどは、あくまでも「自分自身の私的使用」のためのものですので、これを市販したりすると違法になりますが、「オリジナル」の方を売るのは合法です。しかし、その両者は全く同じものなのです。昔のカセットテープは音質が劣化しましたので、オリジナルも手元に置かれていたが、デジタルになるとこうした問題が起きてきます。新品の売上が落ちてしまうのです。

そこで、考え方としては次のようなことをしました。まず、デジタル方式の場合は「私的使用のためのコピー」を例外の対象から除外します。しかし、「補償金」を支払った人についてはデジタル・コピーがとれるようにします。さらに、その補償金を、MDやMDレコーダーなどの媒体・機器の価格に上乗せするのです。これが、いわゆる「私的録音補償金」の制度で、録画についても既に開始されています。ですから、みなさんが買っているMDの値段には、既に補償金が含まれているのです。

したがってこの制度は、「誰が、どの曲を、何回コピーしたのか」という「コピー行為の実態」とは連動しない制度です。先ほどの「公貸権」のところでも申し上げましたが、特に補償金(報酬請求権)の場合には、いちいち利用行為ごとに権利者の了解を得る「許諾権」の場合とは異なり、利用実態とピッタリ合った課金ということをどの程度追求するかということが大きな問題になります。多くの人々がCDをMDに録音しなおすようなことについては、個々のコピー行為をすべて把握するのは不可能ですので、こうした「エイヤッ」という制度によって、双方「納得」するという制度とされたのです。

「実態に合わせない制度」を「実態」に合わせる？ パンドラの箱を開けた経団連

ところが、この制度については、最近、権利者・利用者の双方から不満が出てきました。まず最初に不満を言い出したのは、利用者側です。といっても、この制度における利用者は、皆様方のような個々のMD利用者ですが、実際に不満を言っているのは、MDなどの価格に補償金を上乗せしている「メーカー」です。補償金の負担者は消費者なのですから、メーカーに不満があるのは本来おかしいのですが、「実質的には自分たちが負担している」というおかしな意識をもっている人や、「それによって価格が上がり、売れなくなっている」と思っている人々がいるのです。

こうした方々の中に、前々回ご説明した「無断コピーを防ぐための、コピー・コントロールやコピー・プロテクション」などについて、不満を言う人がいるのです。つまり、そうした「コピーできないCD」が増えてくると、その分については「補償金を払っているのに、実際にはコピーできない」のだから、その分については補償金を下げる という主張です。一応スジが通っていますね。つまり、「実態に合わせろ」というわけです。

一方で権利者側も、不満を述べています。実は現在の補償金制度では、MDや音楽用のCD-Rなど、政府が指定したものだけが補償金徴収の対象となっています。しかし実際には、パソコンや、その中のハードディスクなども音楽録音に使われているわけで、そうしたものも指定して補償金を取るべきだ という主張です。さらに、当初予想された以上に、オリジナルの中古品販売による損害などが拡大しているのだから、それに見合うように補償金を上げるべきだ、という主張もあります。これも一応スジが通った主張です。こちらも要するに、「実態に合わせろ」ということです。

そこでこの問題については、現在、両者間の協議が進められていますが、さあどうなるのでしょうか。その協議の場は文化庁が作りましたが、ウチは高みの見物です。そもそも、「実態には合わせない」という前提で、関係者の合意によって作った制度について、両者

ともに「実態に合わせろ」と主張しているわけで、それならば双方が、まず「実態」を調査して証明しなければならないでしょう。「・・・というものがあるはずだ」などということでは、国会は法律ルールの改正をしてはくれません。

このようにこの議論は、「実態を把握することは不可能だから、実態とは関係ないものにする」という合意のもとに作られたこの制度について、メーカー側の経団連が、言わば「パンドラの箱」を開けてしまったことによって始まったものです。言い出してしまった以上は、責任を持って「具体案」を出してもらおう予定です。

(b) 「教育目的」の権利制限

今年の法改正： 学習者によるコピー

次に、〔資料1〕の「教育目的」にうつります。現在の法律ルールでは、「学校や公民館など、非営利の教育機関で、授業を担当する人が、自分の授業で使うための教材として、公表済の著作物をコピーする場合は、原則として無断でできる」ということになっています。

この部分について、今年法改正をする予定ですが、どうするかというと、この例外によって無断コピーができる主体に「学習者」を加えるのです。今のルールでは、例えば学校の場合、先生は無断でコピーできるが生徒はダメ ということになっています。ただし、生徒が自分で学ぶために自分用のコピーを自分で作る場合は、コンピュータ教室でのダウンロードやプリントアウトなども含め、今の法律ルールで例外的に無断でできます。先ほど申し上げた「私的使用」の中に「学習目的」が含まれるからです。では、何ができないかということ、例えば、今朝の新聞記事や、ネット上で公開されている面白い資料について、子どもたちが自分の判断でコピーして、クラス内に配布し、授業での討論に使う というような場合です。先生が選んで先生が指示したコピーなら現行のルールで例外の対象になりますが、自分が選んだ場合は別です。また、他の生徒に配布しますので、「私的使

用」でもありません。この部分について、関係者間協議での合意形成を受けた審議会での審議を経て、例外の範囲に加えるための法改正をするわけです。

余談ですが、この法改正について最も強硬に反対していたのは、NIEを推進しているはずの新聞協会でした。このため、審議会での問題を審議するとき、担当の法制問題小委員会には、新聞協会の委員を入れませんでした。とにかく反対 という人は、入ってもらっても建設的な議論を妨げるだけだからです。小委員会で結論が出た後に、審議会本体で議論するときには、当然新聞協会の委員もいるわけですが、私は、子どもたちのために行うこの改正について、反対できるもんならしてみる という考えでした。実害があるならともかく、ないのであれば、最後まで反対できないと読んだのです。案の定「法制問題小委員会に入れてもらいたかった」という意見があり、「今度からそうします」と答えて、法改正案は審議会本体でも承認されたのです。

今年の法改正： 遠隔授業での教材送信

今年の法改正の2つ目は、新しい事項なのでこの資料にはまだ載っていませんが、次のようなことです。今説明した例外規定を使って、学校の先生が今朝の新聞記事をコピーして、クラスの子供たちに配りました。そこで、多くのサテライト教室を結んで、遠隔授業が行われていたとします。当然ですが、主会場で配布した教材を、副会場に送信します。ファックスで送るとか、メールするとか、もっと簡単なのは「画面に映し出す」ということです。ところが、その瞬間に違法になってしまうのです。なぜかという、「例外的に無断でコピーしていい」という法律ルールはあっても、「送信していい」とは書いてないからです。

しかしこれは、「コピーはいいが送信はさせるべきではない」という判断が昭和45年にあったわけではなくて、単にそうした技術や実態がなかっただけでしょう。そこで、これも関係者間の協議・合意形成を経て、法改正

案を作りました。簡単に言うと、授業の「中継」をする場合に、主会場で使われている教材の公衆送信を例外の対象とするということです。主会場がない場合は対象外ですので、放送大学のような送信のみという形態はだめです。また、サーバーに蓄積しておいてアクセスに応じて送信する形態も対象外です。そうしないと、「このサイトは教育目的だ」と言えば、何でも無断で送信できることになってしまうからです。

今年の法改正： インターネット試験

教育の関係では、〔資料1〕の一番下の「試験問題としてのコピー」というものがありますが、これについて、今年の法改正の3つ目があります。例えば、入学試験の問題で小説などが出ますが、入学試験の問題を作るときに、「すみません、成蹊大学ですが、来年度の入試で先生の小説を使いたいのですが」と言ってしまったら、入試問題の内容がばれてしまうでしょう。だから、これは無断でやっていいことになっているのです。

ところが最近では、いろいろな試験を、例えば大学の通信教育などのときにネットでやる場合があります。この場合についても、これまでは「コピーしていい」というルールはあっても「送信していい」というルールがなかったわけですが、送信も例外的に無断でできるように、今年法改正をする予定です。

(c) 「拡大教科書」に関する改正

(今年の法改正)

今年の法改正の中に権利制限に関するものは4つありますが、残りのひとつが「拡大教科書」に関するもので、これは「教育関係」と言っても「福祉関係」と言ってもいいものです。

〔資料1〕 「教育」関係の上から2番目に、「検定教科書への掲載」というものがあります。教科書には、例えば国語の教科書であれば当たり前ですが、詩とか、俳句とか小説が載っています。これは、例外的に無断で掲載(コピー)してもいいことになっています。ところが、「弱視」の子どもたちというのがい

るのですね。「全盲」の場合には、盲学校でいたれりつくせりの施策があるのですが、弱視の子どもたちが普通教室で学んでいる場合、教科書が読みにくいわけです。

このことについて文部省は、「社会に出たらルーペで新聞を読むのだから、教室でもルーペで教科書を読む訓練をしておいた方がいい」などと言ってきたようですが、これは保護者から見るとおかしい。社会に出てから新聞を読むのは何時間かかってもいいわけですが、教室の中では、同じ授業時間の中で、隣の子どもは教科書をばらばらめくっているのに、弱視の子どもはルーペで追っているというのはどうか、と思えるわけですね。そこで、ボランティアの方々などが、弱視の子供たちのために「拡大教科書」というのを作っています。

これは拡大コピーではありません。それでもいいのですが、単に拡大すると大きくなりすぎるので、通常は版を同じにしておいて、字を大きくします。厚くなるわけですね。そうすると、写真や図を入れる位置も工夫する必要が出てきます。こうしたボランティアの方々には、教科書が決まってからすべての権利者に電話して了解をとっていますが、殆どの人は快く了解してくれるものの、時間が無い。4月に間に合わないと意味がないのです。

そこで、この拡大教科書も例外の対象にすることにしました。が、先ほども申し上げましたように、教科書へのコピーは今でも例外の対象になっています。ですから、「教科書を拡大したものも教科書だ」と文部科学省が言ってくれば、この改正は必要ないのです。しかし文部科学省が、「教科書を拡大したら、それはもう教科書ではない。字の大きさも検定しているのだ」と言っているため、著作権法の方を直してしまうことにしました。

時間の関係で、その他の権利制限規定について個々に説明することはしませんが、〔資料1〕のようなものがあります。

(4) 「フェア・ユース」とは？

権利制限については最後に、世の中で非常に誤解が多い「フェア・ユース」というもの

について、若干申し上げておきます。

例外規定については、「例外の範囲」（広くするか狭くするか）という課題と、「例外の書き方」（詳細に書くか大まかに書くか）という課題の2つがありますが、いわゆる「フェア・ユース」というのは、後者の「書き方」の問題であって、「広さ」とは関係ありません。

アメリカは著作権保護が遅れている、ということを前々回に申し上げましたが、アメリカの法律には、権利制限の例外ルールについて、「フェア・ユースはOK」という規定があります。フェアなユース、つまり、「公正なる利用」はOKだという規定があるのです。これは、「何が公正な利用か？」ということは、裁判で勝負してください ということなのです。

例外の範囲が「広い」わけではない

この「フェア・ユース」という規定については誤解多いのですが、一番多い誤解は、「これによって広範な無断利用が認められている」という誤解です。これはあくまでも、例外規定の「書き方」の問題であって、「例外の広さ」とは無関係です。フェア・ユースという書き方は、「具体的な例外の範囲を裁判所の判決に任せてしまう」というもので、**「判例によって狭くする」ということも当然あり得るわけ**です。

この、法律の書き方ということについては、法学を勉強している皆さんは、よく頭に置いておいてください。法律は細かく書いたほうがいいのか、大雑把に書いたほうがいいのか。これは著作権法だけではなく、あらゆる法律に関係する重大な問題です。

細かく書くと、どういう場合にどの規定が適用になるかならないか、ということは明確になります。しかし、条文自体は難解になって読みにくくなります。逆に大まかに書くと、条文は読みやすいけれども、どういう場合に適用になるのかといった細かいことは、分かりにくくなり、裁判をしないと決まらないということになります。更に、少なくとも著作権法については、細かく書けば書くほど脱法行為もしやすくなる ということも言えま

す。

日本人は非常にまじめなので、細かく法律を書くのが好きですね。大まかにすると、マスコミも国民も、「不明確だ」「あいまいだ」「無責任だ」などと言い出しますが、こうした「法律依存体質」とか、「法律直接適用の状態が好き」というのが日本の特徴です。このことが、後で申し上げる「契約システム」の未発達とか、「司法」に対する考え方

「裁判」というのは「この世の終わり」のような大変なこと、という意識 と関係しているようです。

そうした日本人から見ると、アメリカのようなやり方は「いいかげん」に見えるかもしれませんが、社会全体のシステムとしては、それで機能するようになっているのです。そうした「全体」を見ないで、アメリカの一部の制度やシステムを崇拜して持ち込もうとする人が、著作権に限らずあらゆる分野で、日本には多いのですが、これは困った現象です。

「司法」が支えるフェア・ユース

アメリカでフェア・ユースの考え方が機能している背景には、2つ理由があります。1つは、「裁判」というものが進んでいることです。「裁判が進んでいる」というのは変な言い方ですが、これには「制度・システム」の問題と「人々の意識」の問題の両方が含まれているので、あえてこうした言い方をしました。

これは、いいか悪いかということは別問題です。政府や法律に頼らずに何でも裁判で解決していくというコモンローの発想は、過度な責任を負わされている日本の役人から見るとうらやましい限りです。アメリカでは、著作権行政当局の役人は、「著作権法の解釈についての問い合わせに応じてはならない」というルールになっており、何でも「当人」が裁判で つまり「自助努力」で 勝負するわけです。

しかし、何でもかんでも弁護士が裁判のネタを探してどんどん裁判を起こしていくということについては、アメリカ国内でも批判があります。数え方によっては、人口当た

りの弁護士の数は、アメリカは日本の20倍だそうですが、彼らが食っていくためにはトラブルを発見するとか、むしろトラブルを作り出して、裁判をやっていかなければならないわけで、そうした非生産的なことに優秀な人材が多く振り向けられていいのか、といった議論もあるようです。

アメリカの弁護士たちの中に、著作権や特許などのいわゆる知的財産を専門にしているグループがあり、会員組織があるそうですが、その会員数が日本の全弁護士の数を超えているのだそうです。

さらに、「自分で裁判を起こして解決する」という国民の意識だけでなく、裁判の長さ、費用、あるいは、今日は詳しくは申しませんが、個人が大企業を相手に訴えた場合などに対等に闘えるようにするための様々な制度など、裁判での問題解決を支援するためのルールが、アメリカでは非常に進んでいます。

「お上だのみ」「事前規制型」とも関係

ちょっと脱線しますが、日本人の多くが「細かく書いた法律」が好きな理由は、後で裁判をやって人間関係を損うよりも、「事前」に「お上」がルールを決めておいてくれ という、「お上だのみ」「事前規制型社会指向」などといったこととも関係しているようです。

これは本当にあった話ですが、今から30年ぐらい前に、あるお母さんが子供のためにブリキのおもちゃを買いました。よくある1両の電車です。あれで子供がぎこぎこやっていたら指を切ってしまったのです。それで機能が回復しなくなった。このお母さんが消費者運動に関わっていたので、どうしたかということ、「大体、こんな危険なものを買った政府がけしからん。ちゃんと事前に規制しろ」と言ったのです。

これをアメリカ人に言うと驚きます。私はこの話をいつもアメリカ人にするので。「お宅のお子さんがおもちゃを買ってきてけがをしました。機能が回復しませんでした。あなたならどうしますか？」と言うと、アメリカ人は10人が10人、「作った企業を訴え

る」と言います。ところが、日本人の大部分は、「政府がけしからん」と言うのですね。政府に頼らないアメリカ人にとっては、驚くべきことです。

これに乗ったのが当時の通産省です。消費生活用品安全法という規制を作って、「危ないものは通産省のチェックなしには売らせない」という規制ルールを作ったのです。ブリキのおもちゃ、ヘルメット、登山用ザイル、金属バットなどです。この金属バットが、日米貿易摩擦で引っ掛かって、「アメリカが本場のものを、日本政府がかってにチェックするな」と言われて、通産省は金属バットを除外しました。

通産省が賢いのは、この制度に付随して、天降り先も作ったことだと言われています。消費生活用品安全法では、政府がチェックして「Sマーク」をつけたものでないと、ザイルなどを売らせない という法律を作りましたが、その規制対象物品以外のものについても、新たに「SGマーク」というのを作りました。これは、販売規制をするのではなくて、「保険」をかけるものです。

皆さん、お宅にお帰りになったら、お風呂のふたを見てください。殆どの場合、そこに「SGマーク」必ず付いています。ついていなかったら、ついているものに替えてください。このマークをもらうために、メーカーが1円だか2円だかを払うのですが、それが保険金になっていて、お風呂のふたの欠陥のために湯の中に落ちて火傷をした などという場合、消費者から損害賠償を請求されても、保険がきくのです。「Sマーク」をつけるためのチェックや、「SGマーク」の運用は、某法人がやっているわけです。

このように、日本では消費者自身が、「お上だのみ」の「事前チェック型」が好きなのですね。だから、根本的な行政改革ができないのです。「役人が仕切るな」「規制緩和・自由化しろ」などと言われてそうすると、当然ですが結果として「格差」や「問題」が生じますが、それを「自助努力」で乗り越えようとせず、「政府が無責任」などと言う人が多いのです。それではまた「官僚主導」や

「規制」に戻ってしまうのですね。

ここは大学ですが、アメリカでは州にもよりますが、学者が5人集まって「ボクたち大学ね」と言えば、届け出だけで大学になれるのです。ただし、その卒業生を社会や労働市場が「大卒」と認めるかどうかは、全く別の問題です。それは、社会や労働市場の側が決めることでしょう。ところが日本では、企業が学歴に頼った給与システムにこだわっているため、「大卒である人となない人」「大学であるものとなないもの」を政府が決めて、事前チェックで品質保証をしろ と人々が言うのですね。

そうなると、文部省に「大学の教育内容」をすべてチェックする能力などありませんから、結局「校地面積」とか「図書館の本の数」などといった、しょうもない規制になっていくのです。この規制については、よくアメリカの人から、いわゆる「アメリカ大学日本分校」との関係で言われる つまり、「しょうもない規制を止める」と言われるのですが、それに対して私はいつも、「ブリキのおもちゃ」の話から始めて、消費者が「お上」による「事前チェック」を求めている状況 民主国家である以上、ワガママでもなんでも、政府はそれに対応せざるを得ない状況を、説明するのです。

「契約」が支えるフェア・ユース

アメリカでフェア・ユースという大雑把な規定の仕方が機能しているもうひとつの理由は、「契約」です。フェア・ユースという大雑把な規定だけを置いて、後は裁判勝負ということにすると、当然ですが裁判が頻発します。これでは困るので、民間の当事者同士が合意事項を作るのです。日本では、「フェア・ユースがいいが、解釈が分かると裁判が頻発するので、政府がガイドラインを示すべきだ」などというアホなことを言う人がいて困るのですが、それならば最初から法律に書いた方がいいのです。法律に書かずに政府がガイドラインを示すというのは、「国会軽視」「官僚支配」を許すものでしょう。そもそも、政府がガイドラインを作っても、著

著作権が私権である以上、裁判は起こせるのです。

例えばアメリカでは、権利者団体と教育関係団体が合意を結んで、自らガイドラインを決めています。これに相当する「条件」は、日本の著作権法では第35条に書いてあり、皆さん複雑で分かりにくいなどおっしゃいますが、アメリカにあるガイドラインは、この条文の数百倍詳しいものです。

これを当事者同士の合意でつくり、おたがいに「この範囲で使いますので、訴えないでください」「この範囲で使っているうちは、フェア・ユースだと認めて、訴えません」と契約するのです。これが定着すると、裁判が起きた場合でも、裁判所はその内容を無視できなくなります。裁判所がこのガイドラインを無視して判決を出すと、それまでいいと思って、両者が納得して行っていたことが突然に「裁判すると負ける」という状況になり、世の中に大混乱をもたらすからです。

こうした状況になるのは、国民性もありますが、アメリカでは「役人が信用されていない」ということでしょうか。これも、いい悪いの問題ではありません。アメリカでは、業界や団体の人々が直接政治家と結びついて法律や制度を作っていくのです。だから、優秀な人は民間に行って、役人にはならない。アメリカから来た財界代表団を、東京のアメリカ商工会議所の人(アメリカ人)が通産省に連れて行こうとしたら、アメリカ財界の人々は「なんで役人なんかにあうんだ？ それよりトヨタやソニーの社長に会おう」と言ったそうですが、そうしたシステムになっているわけです。

日本の問題は、これまで役人が仕切ってきたこと自身よりも、現在役人を叩いて主導権を取り上げようとしているのに、それ自身はいいことですが、それに替わるシステムを作っていく動きがない、ということでしょう。一般の人々には、まだ「契約と裁判で自ら利益を確保する」とか「政治家と直結する」といった覚悟がないようですし、政治家の方はどうでしょうか。

アメリカのような、民間のアグリーメント

と裁判でやっていく、という方向に日本が行くのがいいのかどうか、皆さんよく考えてください。そういう方向に日本が行けるとしたら、極端に言えば、資料にある権利制限規定は全部なくして1条だけにし、「公正なる利用は許される」以上終わり、あとは皆様方、どうぞアグリーメントを結んでください、気に入らない方は裁判をやってください、ということができのです。

そうなると、私どもの仕事もぐっと減って、非常に楽になるわけです。楽になると定員削減でクビになるかもしれませんが、それが行政改革であり、脱官僚支配ということでしょう。官僚主導を脱するためには、これまで官僚がやってきたことについて、「もう誰もしないでいい」と言うか、「誰かがそれを代替する」ということをするしかないのです。そうしたことについて、著作権の問題だけではなく、皆さんにぜひお考えいただきたいと思えます。

2 「デジタル化・ネットワーク化」への対応

次に、本日2つ目の大きなテーマである「デジタル化・ネットワーク化」への対応ということについてお話しします。〔資料2〕をご覧ください。

不勉強の象徴である「全面見直し」の主張
パソコンやインターネットに代表されるような技術や機器が進んできますと、「テクノロジーが急速に発達してきて、昔と違うデジタル環境になっているのだから、著作権法も全面的に見直すべきだ」などということ言う人が増えてきますが、そういうことを言っている人の殆どは、単に不勉強か怠慢な人々です。

そうしたことを言う人には、私は全員に「では、どのように全面的に改正するのか、改正案を持ってきてください。条文でなくてもいいですから、どこをどのように直すのか、案をください」と言っていますが、これまで誰一人として、そのような案を持ってきた人

はいません。要するに、なんかややこしいなというだけで、「全面見直し」などという無責任なことを言っているのですね。

確かに著作権法は読みにくいかもしれませんが、それでも国会が作ったものなので、一部改正であろうと全面改正であろうと、まず現在のルールを勉強して、具体的に何をどうするかと言う案を考えなければならないのです。

デジタル化が始まったころには、著作権の専門家と言われる人々も含めて、「全面的な改正が必要なのではないか」という「ムード」が広がりましたし、多くの人々が「マルチメディア」と呼ばれた「物」とらわれてしまっていました。しかし現在では、そうした議論もおちつき、既に条約もできて、対応の方向性も固まっています。

デジタル化やインターネットに対応して何をすべきかということについては、既に法律ルールの在り方に関する国際的な結論が出ているわけで、「ルールがあいまい」などと言っている人は、単なる不勉強か、法律と契約の混同に陥っているにすぎません。

そうした冷静な議論が行われるようになったのは、マルチメディアとかサイバースペースとかバーチャルリアリティとかいった「流行ことば」を乗り越えて、人々が「何が起きているのか」ということに関する理解を深めたためです。まずそのことを整理してみましょう。

「デジタル化」の影響：「改変」「融合」

〔資料2〕にお示したように、情報化ということのために起こってきたことは、「デジタル化」と「ネットワーク化」です。

まず、著作物が「デジタル」という形式で記録されたり送信されたりするようになってきました。詳しい説明ははぶきますが、デジタル形式になると、クローンなどと呼ばれるような「オリジナルと全く同じコピー」ができるようになります。そうすると、合法的に作られるコピーについても、オリジナルの転売による中古市場の形成など、権利者にとっての損害が大きくなります。

このために、先ほど申し上げたように、例えばMDなどのデジタル媒体に「補償金」を上乗せするといった制度が、日本を含むいくつかの国で作られました。

しかし、デジタル化の影響については、クローン・コピーの出現よりももっと大きなことがあります。それは、デジタル化するとコンピュータで操作できるようになるということです。

その結果何が起きたかと言うと、第2に、「改変」がしやすくなりました。このために、「同一性保持権」についての議論が巻き起こり、前々回申し上げたように、「実演家にも同一性保持権を与える」といったことが起きてきました。著作物については、昔から「小説のストーリーの改ざん」とか「絵の色の改ざん」などということが、アナログの著作物についても起こっていたので、同一性保持権が必要でしたが、「実演」を改変する例えば、俳優の演技やダンサーの踊りを改変するなどということは、フィルムの一コマ一コマを書き直していくわけですから、殆ど起こらなかったのです。

ところが、最近はパソコンでいくらでも直せます。ダンサーの方が踊っているときに体型を変えて胸を大きくする、お尻を大きくする、チビにする、デブにする、裸にする、顔を擦り替えるなど何でもできてしまうわけです。コンピュータで操作できるようになって著作物・情報等の改変がしやすくなったので、「実演についても無断で改変してはいけない」というルールを作りました。

ところが、これについても世の中には対立があります。「昔はできなかった改変ができるようになったのだから、むしろ権利を弱めて、改変していいことにしてくれ」という意見もあります。逆に、今の話のように、「改変がしやすくなってしまったのだから、もっと権利を強めて改変できないようにしてくれ」という意見もあります。これは、皆様方が考えて将来のルールを国民の1人として作っていくということです。

コンピュータによる操作ということによって起きたことの第2は、いろいろなものを「融

合」できるようになった、ということです。そうしたものでCDなどに入っている「パッケージ系」のものが、いわゆる「マルチメディア」です。最近はそのようなものが送信されますので、「ブロードバンド・コンテンツ」などと呼ばれるようになりました。

昔のアナログ環境では、種類の違う著作物・情報を一つにまとめることは非常に難しかったのです。ですから、今でもありますけれども、語学教材などについて「本にカセットテープを付けて売る」などということが行われていました。最近では、文章も絵も音も映像も、すべてCDやDVDに融合して記録できます。

「ネットワーク化」の影響

ところが、この辺りまでのことは、私が言うのも何ですが、どうということはないのです。皆様方が使う個人用のパソコンの中だけで起こっているのであれば、どうということはありません。

例えば、皆様方がだれかの作ったコンテンツを自分のパソコンに取り込んで完全なコピーを作って、それを改変して、ほかのものと融合して、夜中にパソコンをいじりながら画面を見て「いひひ」と笑っているというのは、気味の悪い状況ですけれども、社会全体として見れば別にどうということはありません。今申し上げた状況の中には、法律的には著作権侵害になる部分もあり得ますが、皆様方の「1台のパソコン」の中だけで起きていれば、世の中の的にはどうということはないのです。

では、何が「どうということがある」とかという、次に書いてある「ネットワーク化」のほうです。つまりインターネットです。インターネットができたことによって、昔は放送局しかできなかった「コンテンツを世の中に広く送信する」ということが、だれでもできるようになったのです。これとデジタル化が一緒になるとえらいことが起こるのです。

皆様方が他人のコンテンツを持ってきて、ダウンロードして、それを改変して、ほかのものと融合して、それをインターネットで送信する。受信した人が、それをまたデジタル

コピーして、改変をして、融合して、さらに送信する。このぐるぐる回りが起こることが問題です。

そういうことが、1990年代の前半に国際的に侃々諤々の議論が行われて、やっと理解されてきたのです。それまでは、「マルチメディア」と呼ばれる「物」だけを見て、大騒ぎをしていたのです。

WIPOによる検討の結果

そうした議論の混乱を乗り越えたのが、90年代の中ごろで、今から10年くらい前のことです。そこに至るには、WIPO(世界知的著作権機関)を中心に様々な議論が行われました。そのような検討の結果、今では国際的な常識になっていることが、いくつかあります。

第1は、「議論すべきことはマルチメディアという『もの』ではない」「デジタル化・ネットワーク化という『現象』の全体だ」ということです。これは、今申し上げたとおりです。このため、著作権の世界では、「マルチメディア」ということばは、1990年代の中ごろには、もう死語に近くなっていました。マルチメディアの出始めのころは、これが何か全く新しいもののように思われていましたが、議論が落ち着くにつれて、特に新しくはないということが分かってきたのです。

ということは、前からあった何かだということになりますが、それは、著作権の法律ルールで言う「編集著作物」や「データベース」です。中には「映画」や「コンピュータプログラム」に該当するものもあるでしょうが、いずれにせよ「既にカバーされているもの」です。

中国の著作権の専門家がこういう面白いことを言っています。「マルチメディアとは、例えて言うと、大皿に盛られた中華料理のオードブルだ。昔はテクノロジーが発達していなかったから小さなお皿しか作れなかった。ところがテクノロジーが発達して、大きなお皿が作れるようになったので、ひとつの皿にいろいろな料理が盛られるようになった。しかし、中華料理は中華料理であって、特別なものではない」。つまり、いろいろなものが

入るようになっただけということです。

第2は、「デジタル方式というのは、現行の条約・各国国内法ですでにカバーされている」ということです。著作権の法律ルールが対象としているのは、「コピー」とか「送信」といった「行為」であり、「方式」ではありません。対象となる「行為」をすれば、「方式」とは関係なく法律が適用されるのです。したがって、今の条約や法律は、デジタルもアナログも、さらには将来開発される別の方式も、すべてカバーしているわけです。このことは、1996年の国際会議でも、国際的に確認されています。

例えば、カセットテープが発明されたからといって、「カセットテープに無断で録音されない権利」などは作らなかったわけです。カセットテープでもレコード盤でも、「コピー」は「コピー」であって、「方式」は関係ないのです。

既に申し上げたように、デジタル化されると色々なことが起こるものですから、最初はこれを「特別視」する傾向がありました。例えば、「デジタル化された著作物については、全く別の法律ルールを作るべきではないか」とか、「無断でデジタル化されない権利というものを作るべきではないか」とか、「権利者がデジタル化を了解したら、デジタル化によって可能になるその後の利用行為はすべて自由にすべきだ」とか、「デジタル化した人に著作権隣接権を与えるべきだ」とか。

今となっては信じられないことですが、こうしたことが、政府の審議会でも大マジメに検討されていました。当然ですが、これらはすべて、完全に否定されています。

デジタル化というのは、よく「グーテンベルクの印刷機の発明」に例えられますが、著作権についてもまさにそうです。昔は羊の皮に彫ったり、手で書いていたものが、グーテンベルクの印刷機で印刷できるようになった。もし当時、著作権法があったとしたら、グーテンベルクの印刷機を見てみんな驚いて、「グーテンベルクの印刷機で印刷された著作物は別に扱うべきではないか」と思ったかもしれません。

これはナンセンスでしょう。なぜかという、手で彫っても、印刷機で印刷しても、コピーはコピーです。また、そのうちに、全部印刷機で印刷するようになるのです。そういうナンセンスな話がデジタル化についても起こっていましたが、これは完全に否定されたのです。

第3は、先ほども申し上げたように、「デジタル化よりもネットワーク化の方が問題だ」ということです。

このことに関して起きた大きな問題は、著作権条約や各国の著作権法の中に、「無断で放送されない」という権利はあっても、「無断でサーバー等からのインタラクティブ送信をされない」という権利がなかったことです。特に、ネットが進んでいるのに著作権法が遅れているというアメリカで、これが大問題になりました。1990年代の前半に「プレイボーイ事件」というのがありましたが、ある人が雑誌のプレイボーイのグラビア写真を無断でスキャナーで読み込み、ネット配信してしまったという事件です。ところが裁判が始まった後、アメリカ著作権法にはこれに対応する権利が直接規定されていない、ということが明らかになり、国際的に大騒ぎになりました。

世界をリードした日本のネット対応

このとき文化庁は、重大なミスを犯したようです。〔資料3〕を見ていただくとわかりませんが、実は日本は、おそらく世界で初めて、1986年に「無断でインタラクティブ送信されない権利」を著作者に付与していたのです。ですから、プレイボーイ事件が大騒ぎになって、何でもアメリカが進んでいると思い込んでいるアホな新聞記者などが、「アメリカがあんなに遅れているのだから、日本はもっと遅れているだろう」という偏見で「著作権法がネットに対応していない」などと書いていたときに、「もうとっくにやってるもんね」と言うべきだったのです。

文化庁は、1986年(昭和61年)に、今日のネット社会を予想して法改正をしていました。この資料を見て「あれっ、これ、おかしいんじゃない?」と思った人は、かなりインター

ネットに詳しい人です。なぜかという、1986年にインターネットはまだなかったのです。当時あったのは、「ビデオ・オン・デマンド」のような単純なものでした。しかし文化庁では、「今後は放送よりも、こうした送信形態が主流になる」と予測して、世界初の法改正をしていたのです。

日本は、このルールを国際ルールにすべきだ つまり条約に書くべきだということの世界に訴えつづけ、その結果10年たった1996年に、やっと「インターネット条約」というものができました。10年経って、ようやく世界が日本に追いついてきたわけです。

この条約は、実は2つの条約で構成されていますが、カバーする範囲は「著作物」と「実演」と「レコード」までです。なぜ「放送局」が入っていないかというと、当時の放送局はむしろこの条約を妨害するような動きをしていたからです。

既に申し上げたように、放送局というのは「ユーザー・クリエイター」であって、放送番組を作るときには作曲家や俳優の了解を得なくてはいけない「利用者」で、番組を作ったあとは自分も「権利者」になるわけです。

ところが、インターネット対応のためのこの条約ができた1996年には、まだブロードバンド時代になっていませんでした。放送番組をネット上で無断利用されるということは、まだ現実ではありませんでした。このため、放送局の方々は、著作者、実演家、レコード製作者の権利が強まると、商売しにくくなるのではないかと思ったわけです。ブロードバンド時代になっていませんから、放送番組がパソコンに直結されてネット上で横流しされる などということに関する想像力に欠けていました。だから「自分達にも権利をくれ」とは言わなかったのです。

ところが、その後突然ブロードバンド時代が訪れて、ネット上での放送番組のパクリという状況が生じました。そこで放送局は突然「自分たちにも同じ権利をくれ」などと言い出し、今WIPOで新しい条約が検討されています。しかし日本は、「ネット対応の老舗」ですので、去年既に法改正をして、今年の1月1

日から、テレビとパソコンを直結してネットで横流しをするようなことはしてはいけない、という法律ルールになっております。

ちなみに現在、「著作物」「実演」「レコード」「放送番組」「有線放送番組」のすべてについて、ネット上での無断送信を止められる権利を著作権法に規定しているのは、世界で日本だけです。

「プロテクション」「透かし」に関する法制も日本が世界一

さらに、ネット対応については、「無断送信を差し止める権利」の付与だけでなく、技術によって実質的に著作権を守るということを裏打ちする法制 というのも重要です。

「ネット上でものを流すと、どこで使われるか分からない。著作権法が遅れている」などと言う人がいますが、これは間違いです。泥棒に入られるのは刑法が遅れているからではなく、カギをかけずに外出する人が悪いのです。刑法や著作権法に書けることは、無断で持って行ってはいけない、無断でコピーしてはいけない、ということだけであって、あとは自分で身を守るしかないのです。

例えば、公園に自転車を放置しておいたら、おそらく盗まれてしまうでしょう。ですからまず、「カギをかける」ことが必要です。これが「コピープロテクション」などです。また、「隠しネームを入れる」ということも重要です。同様に、あとで「俺のだ」と言えるように、データの中に自分の名前などを紛れ込ませておくことがこれに相当しますが、これが「電子透かし」です。

ところが、こうしたものが普及してくると、それをはがしたり改竄(かいざん)したりする人がでてきます。そうした行為を防止・禁止すべきことが、1996年のインターネット条約で決められました。

これについても、「著作物」「実演」「レコード」「放送番組」「有線放送番組」のすべてについて、そうした法制を整備しているのは、世界中で日本だけなのです。

3 「契約」のためのシステム・マイ

ンド

さて、3番目の大きなテーマであります「契約」の話に入りたいと思います。前々回の冒頭でも申し上げましたが、今著作権の世界で起こっている一番重要なことは、かつては「一部業界の一部のプロ」だけがかかわっていた著作権というものに、「すべての人々」がかかわるようになってきた ということです。そのために生じている極めて大きな問題が、第1に「教育」の問題、第2に「契約」の問題です。

昔は「一部業界の一部のプロ」だけが著作権契約をしていました。日本で「一部業界の一部のプロ」同士が契約をしたらどうなるかという、当然ですが、その業界の常識と慣行と口約束と人間関係ともたれ合いと馴れ合いで契約することになりますよね。契約書なんかありません。そうした状況が、「すべての人々」が著作権に関わるようになった現在では、「1億人对1億人」の契約に対応できない というのが、今の日本の基本的な問題です。

「無方式主義」だから「契約」「意思表示」が重要

〔資料 4〕を見ていただきますと、同じ知的財産でも特許権と著作権の間に大きな違いがある ということが示されています。最大の違いはどこかという、特許は審査・登録されていなければ保護されません。

つまり、簡単に言いますと、他人の発明については「原則自由利用」なのです。他人の発明や他人のアイデアは、原則としてパクッていいのです。パクッてはいけないのは、特許権が与えられているものだけです。だからこそ、「あなた、発明したのなら特許取らないと駄目ですよ」と言うわけです。原則自由利用だからこそ、特許に意味があるのです。

ところが、著作権の場合には、国際ルールによって、「すべて、創作の瞬間から、自動的に保護する」ということになっています。今私がしゃべっている内容が既に自動的に著作物として保護されている状況になるわけ

です。

そうすると、特許とどう違うかという、だれかが何かを発明したときに、その発明について既に特許が取られているかいないかは、特許庁に行けばリストがあるから確認できるわけです。ところが、著作物については、今この瞬間にも膨大な量の著作物が創り出されているわけですから、保護されているものの「リスト」がないわけです。

こうした状況では、使いたい側から見ても、パクリはしないで権利者にちゃんと了解を取ってお金を払って使おうと思っても、いったいだれが権利者なのか、いったいだれの所へ行ったらいいのか分からない という状況になっているわけです。これが「国際ルール」ですので、「契約」とか「意思表示」などのシステムが極めて重要になるのです。この部分について、日本は非常に遅れているわけで、この点が、今、日本で最大の課題になっています。

過渡期における「契約システム」作りへの支援

前回この講義を担当した川瀬さんは、著作権課の中の「著作物流通推進室長」ですが、これは、日本が遅れている、この「契約問題」だけを担当するセクションです。著作権課全体は、私を入れて今19名ですけれども、そのうち6名の人たちが、著作権法と直接関係のない、この流通システムの構築支援の仕事をしています。

実は、私事ですが、「今度こういう室が、著作権課の中にできるんだぜ」と、私がうちへ帰って家内に言いましたら、うちの家内もまんざらアホではなくて、「あんた、それ、役所の仕事なの？」と言ったのです。

おっしゃる通りで、こんなことは本来役所の仕事ではありません。なぜなら、法務省の中に「不動産屋の契約書」作りを支援するセクションなんてないでしょう？ そんなものは、民間当事者が自分でやるべきことです。役所の中に、「契約書作りを手伝ってあげる」などというセクションがあること自体が異常です。ですから、先週末た川瀬室長には内緒で

すけれども、私としては川瀬室長の室は一刻も早く廃止したいと思っております。

つまり、皆様方が自分で契約書を作る時という正常な代になったら、この室は要らなくなるのです。しかしよく考えてみると、ひょっとしたら明治時代には、法務省の中にも不動産屋の賃貸借契約書を作ることを支援する、というセクションがあったかもしれませんね。著作権は今まさに1億人が突然かわるようになったという「大過渡期」だからこそ、そうした仕事が一時的には「税金を使うべきこと」でいられるわけです。

日本の「著作権問題」の大部分は「法律問題」ではなく「契約問題」

1億人がかわるようになって、ちゃんと契約ができていないのが根本的問題 ということを私自身が体験した一番分かりやすい例が、前々回に申し上げた小説家の話です。

ある小説家が小説を書いて、原稿を出版社に渡しました。「君のところで、どう使ってもいいよ」と言って渡してしまったわけです。そうしたら、この出版社はその小説をインターネットで配信しました。ところが、小説家は、「君のところは、本屋でしょう？ どう使ってもいいとは言ったけれども、それは雑誌連載でもいいし、単行本でもいいと言ったのであって、送信していいと言った覚えはない」と言って怒りました。逆に出版社も怒ってしまいました。出版社の側からすると、「あんた、どう使ってもいいって言ったじゃないか。いまだき出版社だってネットぐらい使いますよ」と言って怒ってしまいました。

2人がただ争っていれば笑い話ですが、私の所に来ました。何年か前です。言うに事欠いて、2人そろって、小説家が出版社に対して「どう使ってもいい」と口で言った場合、「どう使ってもいい」が意味する範囲について政府の統一見解を示せ と言ったのです。

「アホぬかせ」という意味のことを非常にいいに言っていましたら、そのお二人は「大体法律が悪いんだ」と言って帰っていききましたけれども、このような、「法律問題」と「契約問題」の混同が、著作権の世界では

非常に頻繁に起こるわけです。

今申し上げた問題の本質は何かというと、「小説の利用形態」は、昔の「印刷して配る」ということから、インターネット、DVD、CDといろいろな利用形態がでてきているのに、この小説家が「昔の利用形態」を前提として「どう使ってもいいよ」と軽く言ってしまったということです。一方で出版社の方は、「新しい利用形態」も当然含まれると思っていただけで、「常識と常識のズレ」があったわけですね。

世の中が「多様化」して「常識」を共有できなくなったら、はっきりとモノを言って、交渉・合意して「契約書」を書くしかありません。このように「当事者同士が最初から明確な契約を交わしていれば防げた問題」というのが、日本で「著作権問題」と呼ばれているものの大部分の本質なのです。

チョンボを続ける「放送」関係者

次に、〔資料4〕をご覧ください。こうした「契約」については、実はコンテンツを「作る時」の契約が最も重要であり、そこでチョンボをすると後々の「二次利用」が極めて困難になってしまうのですが、そうしたチョンボを今でも続けているのが、「放送番組」の関係者です。

例えば、NHKのアーカイブスには数十万本の番組ビデオが入っているのですが、そのうち二次利用できるのは数千本にすぎません。残りの番組は、我々の受信料で作ったにもかかわらず、再放送もできないのです。

このことについて放送番組の関係者は、「著作権があるから自由に使えない。著作権の問題だ」などと言っていますが、真っ赤なウソです。よく、「著作権のために、映像コンテンツが使いにくい」などと言っていますが、よく考えて見ると、例えば「釣りパカ」や「寅さん」などの「映画」は、しょっちゅうテレビでやっていませんか。この間は「千と千尋」もやりましたね。視聴率は50パーセント近かったですね。もちろんビデオも売られています。使えているではないですか。

どういうことかということ、この資料にあり

ますように、映画会社は、テレビ放送・ビデオ化・ネット配信などの二次利用も考えて、後々そうしたことができるような契約を、製作当初からしているのです。それに対して日本の放送番組関係者は、そうした契約をしていません。

これは、放送番組に特有の問題でもありません。アメリカに行ったら、「奥様は魔女」などという懐かしい番組を今でもやっています。アメリカの放送番組関係者は、ちゃんと二次利用も考えた契約をしているのです。

ですからこれは、「日本だけ」「放送番組だけ」の問題であり、その原因は放送番組関係者がちゃんとした契約をしていない というだけのことなのです。

よく、すべての「俳優」を探し出すのが大変だ などという人がいますが、本来は俳優など探し出す必要はありません。よく言っていますけれども、今のルールでは俳優さんとは契約する必要はありません。俳優さんには、「録画しますよ。いいですね」と言って、俳優さんが「いいですよ」と言えば、撮影後の俳優の権利は全部消えてしまうのです。契約書などは要らないのです。「録画しますよ」と一言言うだけでいいのです。映画会社はそれをやっています。だから自由に使えるのです。

ところが、日本の放送番組関係者は、そういうことをしていません。1回とか2回の放送という契約しかしていない。この場合、「放送の了解を得たら、録画の了解を得ていなくても、その放送のためだけであれば録画していい」という例外規定があるのですが、それを安易に使っているから、後々の二次利用ができないのです。「録画の了解も得ようとすると、出演料が高くなる」などと言っている放送関係者もいますが、それはそっちの都合でしょう。

いずれにせよ、自分で選んで、「将来の二次利用がしにくい」という契約をしているのです。1~2回の放送という契約をしているのだから、当然3回目の放送はできない。当たり前じゃないかということです。自分が選んでアパートを1年間だけ使わせてくださいという

契約を交わしていながら、「2年目、3年目に使えないのは、法律が悪い」と言っているのと同じです。こういう人たちが多くて非常に困るのです。

「しじょう」があっても「いちば」がないところで、コンテンツのマーケットの状況というものを、もう少し基本に返って見てみましょう。〔資料5〕をご覧ください。

こういう状況になっております。「市場(しじょう)があっても市場(いちば)がない」と書いてありますけれども、英語で言うともう少し格好いいのです。「市場(しじょう)」とは「マーケット」と言います。デマンド・サプライがあれば、理念としての「マーケット」は必ず存在します。これは経済学部の方でなくてもご存じです。しかし「市場(いちば)」というのは、これとは違うのです。「市場(いちば)」とは、英語では「マーケットプレイス」と言うのです。

例えば、銀座の三越に行ってハンドバッグを買おうと思ったら、買えるでしょう。不思議ではありませんか。なぜ三越に行ったら三越のハンドバッグが買えるのか、ということ考えたことはありませんか。当たり前と思っていられっしゃいますか。

なぜそれができるかという、三越で、「売り手」と「買い手」と「商品」が「同じ時間」に「同じ場所」に存在できるからです。当たり前とお思いかもしれませんが、昔は「物」についてもそうしたことができませんでした。ですから、四日市とか五日市とか廿日市とかの地名に残っているように、一定の日に「市」を立てて、「売り手」と「買い手」が出会えるようにしたのです。

このように、「売り手」と「買い手」が直接出会う「場」のことを「マーケットプレイス(いちば)」と言うのです。そうした市場(いちば)を人工的・恒常的に作っているのが、三越とかイトーヨーカ堂とかです。

ところが、著作物などのいわゆる「コンテンツ」は、写真であっても音楽であっても、必然的に作った人間から離れて流通するので、すると、宿命的に、デマンド・サプライ

があるから「市場(しじょう)」はあるけれども、売り手と買い手が会える「市場(いちば)」がない という状況になるのです。

この、「N対N」の状況、つまり、「Nの権利者」と「Nの利用者」「Nのサプライヤー」と「Nのコンシューマー」がばらばらに世の中に存在して出会うことができない、ということが、基本的な問題です。

「1対N」の「駅前の不動産屋」方式

ところが、よく考えていただくと、「アパート」や「賃貸マンション」も同じでしょう。世の中にアパートは五万と空いているし、アパートを借りたい人も五万といる。しかし、道を歩いても、どのアパートが空いているかわからない、家賃もわからない。大家さんがどこにいるかもわかりません。同じように「貸し手」と「借り手」が出会えない という状況です。

このような「N対N」の混沌状況を改善するために、サプライヤーの側 つまり「アパートの大家さん」の側の情報を、「駅前の不動産屋」という「1か所」に集めるわけです。これが、〔資料6〕に書いてある状況です。「N対N」の混沌状況を、「1対N」にすることによって、出会いや契約を容易にし、流通を促進するわけです。

同じことを「音楽コンテンツ」についてやっているのが「JASRAC」です。この講座のスポンサーですね。つまり、五万といる作詞・作曲家の権利(N)を、JASRAC(1)に集めることによって、出会いや契約を容易にするのです。こうした事業のことを「集中管理事業」といい、団体のことを「集中管理団体」と言います。

ところが、これには問題があります。たくさん曲を管理しようと思ったら、統一価格にするしかありません。これは一種のカルテルです。カルテルである以上、マーケットメカニズムを阻害します。マーケットメカニズムとは「強い者が勝つ」ということですから、これを阻害する とはどういうことかという、「強い者が損をする」という状況です。

例えば、ここで私が鼻歌を歌って作曲して、

楽譜に書いて、それをJASRACに持っていったら、JASRACは権利を預かってくれるのです。ところが、私が作ったその曲と、有名作曲家が作った曲が、例えば「レコード化」するときの利用料が同じなのです。つまり、有名作曲家は我慢しているわけですね。

利用者の側も同じです。利用者の側は、有名作曲家が作った曲であれば10万円出すけれども、岡本が作った曲など5円だ と言いたいわけです。ところが、JASRACが統一価格でやっていますから、強者の強みを発揮できないわけですね。

「1対1」の「着メロ」方式

ところが、最近違う方式も色々出てきました。例えば、〔資料7〕をご覧ください。これが世界に冠たる日本初のビジネスである、「着メロ」です。皆さんも着メロをお使いと思います。

私は、契約システム、プロテクション技術、自動課金システムなどを組み合わせたら、すごいビジネスができますよ ということを7年前から言っていたのですが、だれも分かってくれなかったのです。その中で、1人だけ分かった人がいて、その人が着メロというビジネスを考えたのです。

着メロをお使いの皆様方は、携帯電話の中に音楽をダウンロードしてコピーしていますよね。皆さんがコピーしているのです。ということは、皆さんがそれぞれJASRACに電話をして利用料を払わなければいけないのです。しかし、払っていないでしょう？ どうしているかということ、ドコモとか着メロ会社が集中的に契約や支払いをしてくれているのです。

これはどういう状況かということ、利用者の側も「1」に集めているのです。利用者の側もドコモなどに集めて、権利者を「1」に集めているJASRACと、「1対1」で契約しているのです。

つまり、先程申し上げた「N対N」の混沌状況を「1対1」にするわけです。JASRACとドコモが契約すればいいわけですから、1本の契約でいけてしまうのです。すると、どんどん流れます。更にJASRACはネット上で流そう

とすると、「流した先でどうなるか」ということを気にします。ところがプロテクションを掛けてあって、これはパソコンには簡単には取り出せない。

更に大きなポイントは、「自動課金システム」です。皆さんは着メロの著作権料を払っていらっしゃるのですが、いくら払っているか分からない人が多いでしょう。電話料金上乘せで自動的に徴収してしまうのです。いくら払っているかよく分からない。

ここまでやれば、利用が爆発的に拡大するのは当然です。着メロが始まったのが平成10年で、売り上げはほぼゼロでした。11年が100億、12年が500億、13年度が850億円です。14年度はもうすぐ調べますけれども、恐らく1千億は軽く超えているでしょう。そういう状況になっているわけです。

全国のあらゆるタイプのカラオケの売り上げを知っていますか？ 約500億です。これも日本人が考えた世界に冠たるビジネスですが、カラオケが30年間かかって築き上げてきた500億円というビジネス規模を、着メロはわずか2年半で達成しました。

「着メロ」をモデル視してはいけない

しかしこれは、利用するコンテンツが「音楽だけ」で、利用形態が「携帯電話」というハードに限定された「着メロ」だけという特殊な状況で成功したのです。ですから、この「1対1」という方式を、あらゆるコンテンツに関する著作権契約のモデルとってははいけません。本来は、極めて多くの人々が著作権に関わるようになった状況の中で、「N対N」で機能するシステムが重要なのです。

つまり、契約形態についても多様化が必要なのですが、このことについて、〔資料8〕をご覧ください。今、何が起きているかというと、「N対N」の状況を「1対N」のJASRAC型・不動産屋型で乗り越えるという昔からのやり方が、多様化しつつある、ということです。

この資料の上半分にあるように、昔は「1対N」の方式しかありませんでした。これが多様化し、下の段にあるように、「1対1」の

「着メロ」方式などが出現しているわけです。

下の段の右から2つ目の「N対1」という方式は、この大学も採用しているはずですが、これは何かというと、利用者側が集まる。大学や企業がソフト会社と行っている「サイトライセンス」という方式がこれです。

大学が、例えばコンピューターソフトの業者と契約をします。「だれがどこで使うのですか」と言われます。そうすると、「うちの教官と学生が使うのです」と言います。「じゃあ、客員講師は使わないのですね」「いや、客員講師も使いますね」「来年入ってくる学生は使わないんですね」「来年入ってくる人も使いますね」。これはややこしいでしょう？ そこで、「この大学という場所(サイト)の中で使う限りはOK」という、人間ではなく場所に着目した契約をするのです。その場所の中にいる多くの利用者を大学や企業が「1」に集め、外の多くの権利者と、利用者を代表して契約するわけです。

下の段の左から2つ目の「N対N」の状況とはどういうものかということ、ここに図を入れませんでした。私が発案して2年前から文化庁で研究開発しているものがあるのです。先程申し上げた〔資料5〕の状況は、社会の中で需要と供給を持つ多くの人々がばらばらに存在していて出会えない というものでした。

こういう状況で、必要な人と人、人と情報を結びつけるのが、インターネットの特性でしょう。ですから、誰が何と言おうと、インターネットの特性を一番うまく使っているビジネスは、「出会い系サイト」です。だからこそ、あれだけ使われて問題も起こしている。この出会い系サイトと同じ状況が、今申し上げた権利者・利用者の状況です。

「それなら、コンテンツについても、同じことができるはずだ」と考えて去年から私の所で予算を取って、研究をしております。あるサイトを作ります。全国の大学の写真部や写真専門学校に呼びかける予定です。そこで、「皆さんが撮った写真を世に出しませんか？」と呼びかけて、撮った写真をこのサイトにアップしてもらいます。

料金も自分で決めてもらいます。これを使

いたい人は、ここにアクセスして使ってもらおう。ニフティサーブの社長さんとお話をしたら、この社長さんは写真がご趣味で、自分のホームページに自分の撮った写真を載せておいたら、カレンダー会社の人がたまたまそれを見つけて、「使わせてくれ」と言って契約をしたのだそうです。

これはどういう状況かという、村の道を歩いていたら干し柿があったから、「おばあちゃん、これ、千円で売ってくれない？」という状況です。たまたま見つけた。これを効率化するには、村中の売りたい干し柿を1か所に集めておけばいいのです。それをサイト上でやろうという構想です。

勝手にそこでやってもらう。値段も自分で決める。そうすると、マーケットメカニズムが働くのです。私が「写真1枚百万円」と言っても、売れるわけがないでしょう。自分で値段を下げていけばいいのです。これがマーケットメカニズムです。そういうのを今研究しています。

これは、今でもテクノロジーカルには簡単にできます。しかし、何が問題かという、例えばだれかが写真をアップロードしました。ところが、「それがそもそもパクリだった」という場合どうするか といった、契約・保険システムなども研究する必要があるわけです。

この研究事業のための予算を要求したときに、私は会計室に持って行って、最初にタイトルを「著作権出会い系サイトの構築」と言いましたら、「不謹慎だ」とえらく怒られました。財務省では「『出会い系サイト』の方が分かりやすかったですね」と言われましたが、最初に申し上げたように、コンテンツのマーケットを機能させるには権利者・利用者の「出会い」の確保が最大の課題 ということ、覚えておいてください。

「1」にこだわる古い発想を排除せよ

ところが、こうした問題の本質を分かっている人が、世の中では多すぎます。どういうことかと言うと、要するに「著作権契約」=「1対N」と思い込んでいる人があまりに多

いのです。

かつて、当時の通産省や郵政省は、「権利を切り下げてコンテンツを流通させる」という「条約違反」の発想を持っていました。しかし、それではダメだとうやく気づき、「契約システム」について考え始めました。そのために現在でも、コンテンツ流通とか、ネット上のなんとかシステムとかと銘打って、様々なプロジェクトが、雨後の筍のごとくに行われています。しかし、その大部分は、汎用性のあるシステムとしては失敗するでしょう。

そうしたプロジェクトを進めている関係省庁や経団連の人々は、著作権契約の何たるかをまだよく分かっていないため、様々な研究会や検討チームを立ち上げるときに、「これまで著作権契約をやってきた専門家」を集め勝ちです。具体的に言うと、JASRAC、レコード協会、日脚連などの人々で、要するに「1対N」のシステムを当然視している「1」の人々です。

こういう人たちをいくら集めても、「N対N」の契約システムについてのアイデアが出てくるはずがありません。そうした人々が集まると、結局いつも、「だれかがあらゆる権利を全部1か所に集めてくれたら、流れやすくなるんだよねえ」 以上終わり、という結論しか出ないのです。

「1」に集められていないコンテンツについては、集められない事情があるのです。例えば写真家協会は、JASRACのような権利の集中管理をしようとして、50年以上成功していません。もし写真家協会がJASRACと同じことをやったら、ここで私が皆さんの写真をパチンと撮り、その写真を写真家協会に預けます。そうすると、私が撮ったその1枚の写真と篠山紀信の写真が、写真集を作るときに同じ値段になるのです。これでは篠山紀信さんは納得しないでしょう。

音楽というのは膨大な量があって、膨大な場所で使われるから、有名作曲家も納得しているわけですが、写真は写真家も少ないし、ランクの差が激しいので、集中管理などできるはずがないのです。できないならできない

なりに、できないという前提で、システムを作らなければなりません。それを、「集中できたらいいのにね」とか「集中しない権利者がケシカラン」などと言っているだけでも始まりません。

ビジネスの基本は「N対N」

よく考えていただければすぐに分かることですが、あらゆるビジネスは「N対N」でやるものであって、「1対N」でやっているJASRACや不動産屋の方が例外なのです。

私の義理の弟はセールスマンですが、彼は冬の寒い中も夏の暑い日も、一生懸命一つ一つ会社を回って、製品の説明をして、交渉をして、契約を取って帰ってくるのです。これがセールスマンの仕事です。もし彼が上司に対して「課長、うちの会社と契約しそうな会社が全部集まってくれて、団体作ってくれて、窓口も一本化して、契約金額も一本に統一してくれたら、俺の仕事も楽になるんすけどね」などと言ったら、張り倒されるでしょう。

ところが著作権の世界では、多くの人がこれと同じことを、何の疑問ももたずに言っているのです。「1」の発想に毒されている多くの人々には、早く「あらゆるビジネスの基本はN対N」ということに気づいていただきたいと思います。

「契約インターフェイス」の必要

もう一つの問題は、「契約書」というものの軽視です。ネット上であろうと「1」の方式であろうと、契約を交わす以上は、必ず「契約書」にサインしているはずですが、例えば「着メロ」であっても、携帯の画面かもしれませんが、「文章で書かれた契約書」に合意しているはずですが。

そうした契約書についても、「1億人が使う」という前提での開発が必要ですが、この場合、1億人が「契約書を精読する」ということを前提とするか、「読まない」ということを前提とするか という判断が必要になります。

〔資料9〕に示した例は、私が学習情報課長をしているときに自分で作ったものです。こ

れは、「契約書は読まない」という前提で考えたものです。文部科学省は「エル・ネット」と言うシステムを持っていますが、これは、通信衛星を使って、全国約40か所の送信局から、約2000の受信局に、色々な番組の放送などを行うものです。これには当然、権利者との契約が必要であり、その契約内容によって、受信局でどの程度の二次利用ができるかが決まるわけです。

このシステムでは、受信局での利用形態（著作権契約レベル）を「A」「AB」「AC」「ABC」の4段階に分けました。すべての番組について、「番組予定表」にもこの「著作権契約レベル」が表示され、また、各番組の最初と最後にも、「この番組の著作権契約レベルはABです」といったテロップが流れます。

すべての受信局はマニュアルを持っていますが、これら4段階については、それぞれの内容が図で示されています。この資料では「A」と「AB」だけ示しましたが、実際には4枚あります。これを見れば、何ができるか一目瞭然でしょう。

問題は約40ある送信局の方ですが、そこでは、やはりマニュアルを読んでもらい、「誰が権利者か」ということだけは把握してもらいます。例えば「公開講座番組」であれば、当然「講師」が権利者です。そこでその講師と、右側の「契約書（承諾書）」で契約するわけですが、説明はこれでは行いません。

左側にある「受信局用のマニュアル」です。その先生に、「先生、受信局でこのような使い方をしたいのですが、どこまで認めてもらえますか？」と、この図から選んでもらうのです。そこでその先生が「AB」と言ったら、そこで初めて承諾書を出す。「はい、先生。ABですね。ということは、この承諾書のABCのCに×をしてサインしてください。この条文はちゃんと図と対応しています。読まなくていいです。読んでも分かりません。実は私も分からないのです」と言ってサインしてもらおう。

そして本省に、「この番組はABです」という連絡をします。そうすると、本省から贈る番組予定表や番組そのものに、「この番組の

著作権契約レベルはABです」という表示をします。それを見た受信局は、マニュアルの図を見て、どこまで使えるか理解するのです。

このシステムは1万人近い人が使っているのですが、著作権法を読んでいる人は殆どいないでしょう。それでいいのです。こういうものを、我々は「契約インターフェイス」と呼んでいます。何と何をインターフェイスするかというと、法律の条文とか正式な契約書のようなややこしい世界と、一般人が見て分かる世界を、「図」などを使ってインターフェイスするわけです。こうしたものをたくさん作っていかねばなりません。

このシステムのモデルは、実は生命保険です。生命保険についても、おそらく「生命保険なんか法」などというものがあるのですが、誰も知りません。それを読んでから生命保険に入る人はいないでしょう。また、「約款」と呼ばれる契約書も、むずかしくて素人にはわかりません。

それでも生命保険会社は、1億人を相手に商売しなければならないのです。そこで、お客さんは法律を知らない、お客さんは契約書も読まない という前提で、契約内容を分かってもらった上で契約してもらおうという必要のために、セールスレディーの方が持つてくる「図」で理解する という「契約インターフェイス」が創られたのですね。

「権利処理」と言う人は「古い人」

もう1つ申し上げておきたいことがあります。「権利処理」という用語を使う人がまだいるのですが、著作権課ではこの言葉はもう使いません。権利処理とは何かというと、「既に存在している著作物を使わせてもらうときの契約」です。ところが、もっと重要なのは、先ほど申し上げたテレビ番組の例からも分かるように、「作るときの契約」です。作るときにミスをすると、後々絶対にリカバーできないのです。

昔からあった問題は、「校歌」です。例えばここは武蔵野市ですが、武蔵野市教育委員会が、武蔵野市立の学校の校歌集を作る などということは、だれでもすぐに考えるで

しょう。武蔵野市立の学校の校歌を作った人がJASRACのメンバーであれば簡単です。JASRACに少しお金を払えばすぐコピーできます。ところが、よくある話は、「30年前にこの学校にいた音楽の先生が作ってくれたんだよねえ。今どこ行ったかなあ。あのころもう50すぎだったから死んだかなあ」などという状態です。また、「3番の歌詞はね、子供たちが作ったんですよ。いいでしょう」などという状態です。

この校歌は、おそらく絶対にコピーできません。つくった全員や、そのすべての相続人を探し出さない限り、絶対にコピーできないのです。だから、最初が肝心なのです。コンテンツを作った瞬間に契約をしておかないと駄目なのです。

また、「権利処理ルール」などということを使う人もいます。「契約ルール」と言う人もいますが、これらには2つの意味があるようです。第1は、「契約によって当事者を拘束するルール」という意味ですが、これは単に「契約内容」のことです。第2が曲者で、これは「契約をするときに、あらかじめ当事者を拘束するルール」という意味なのですが、そんなものがあるとしたら民法や独禁法でしょう。

ところがこれらの用語は、「業界同士の話し合いで、あらかじめ決められた契約の内容」という意味に使われており、つまり、その内容であれば利用を拒否されない というもののことを言っているのです。ひとりひとりの権利者は、それぞれ相手によって、利用を了解したりしなかったりできますので、ここで言う「権利処理(契約)ルールの確立」ということをするためには、「1」の「集中管理」が必要です。これもまた、「1」の発想に毒されたものでしょう。

「意思表示システム」も重要

もう時間ですが、最後にひとつだけ、「意思表示システム」のことを申し上げます。これまで「契約」のことをお話ししてきましたが、契約とは、当事者が意思表示をして締結するもの 「双方行為」です。これがある

と一応安心できるわけですが、「N対N」の混沌状況では、双方行為に至らない「一方的」なものであっても、意思表示があると安心できます。これも、今後開発が必要な分野です。

例えば、皆さん、通学する途中で空き地を横切ることがよくありませんか。近道で空き地を横切ることがあるでしょう。「空き地を横切る行為は、合法でしょうか違法でしょうか」と法務省に電話をしたら、「違法です」と言われるに決まっています。でも、皆さん空き地を歩いているでしょう。要するに皆さんが、自分でリスクを犯しているのです。柵もないし、多分地主は了解しているのだらうと思いつつ、訴えられるかもしれない、という極めて法的に不安定な状況です。

この状況を安定化するにはどうしたらいいでしょうか。地主が「立ち入り禁止」とか、あるいは「ご自由にお通りください」、「子供の遊び場。ゴルフの素振り禁止」とかの札を立てればいいのです。地主が意思表示をしておけば、これは契約ではありませんが、ある程度安心できる。

ネット上のコンテンツの利用も同じです。例えば、インターネットを通じて入手したコンテンツをプリントアウトして、コピーして会社の会議で使う などということは、多

くの会社でやっていると思います。実は著作権課でもやっていますが、大部分は違法です。

これも、「空き地を横切る行為」と同じで、「多分、これくらいのことは、権利者も了解しているだろう」という前提でやっていることで、極めて不安定な状況です。一方では、コンテンツを送信する人々は、ある程度は利用してもらいたい、と思っていることが多いのですが、その意思を表示するシステムがないと、法律知識がない人にはなかなか難しい。

そこで、著作権課でそうしたシステムを作りました。それが、〔資料10〕に出ています。今年の2月に決めた「自由利用マーク」です。具体的な使い方は、文化庁のホームページにありますので、是非ごらんください。

時間がきましたので、これで私の話を終わります。(拍手)

〔資料1〕

著作物等を例外的に無断で利用できる場合

①「私的使用」関係

私的使用のためのコピー (第30条)	「テレビ番組を録画予約しておいて後日自分で見る場合」などのように「家庭内など限られた範囲内で、 <u>仕事以外の目的</u> に使用することを目的として、使用する本人がコピーする場合」の例外。 なお、政令(著作権法施行令)で定めるデジタル方式の録音録画機器・媒体を用いる場合には、著作権者に「補償金」を支払う必要があるが、これらの機器・媒体については、販売価格に「補償金」があらかじめ上乗せされているので、利用者が改めて「補償金」を支払う必要はない。
--------------------	--

②「教育」関係

「教育機関」でのコピー (第35条)	学校・公民館などで教員等が教材作成などを行うためにコピーする場合の例外。
「検定教科書」等への掲載 (第33条)	「検定教科書」等に掲載するための例外。
「学校教育番組」の放送 (第34条)	学校向けの「放送番組」「有線放送番組」の中で放送する場合の例外。
「試験問題」としてのコピー (第36条)	「入学試験」などの問題としてコピーする場合の例外。

③「図書館」関係

「図書館」等でのコピー (第31条)	「公立図書館」などでコピーする場合の例外。
--------------------	-----------------------

④「福祉」関係

「点訳」のためのコピー (第37条第1項)	著作物を「点字」に訳してコピーする場合の例外。
「点字データ」の蓄積・送信 (第37条第2項)	著作物を「点字データ」にしてインターネット等を通じて送信(放送・有線放送を除く)するため、サーバーに「蓄積」したり、「送信可能化」「公衆送信」する場合の例外。
「録音図書」等の製作 (第37条第3項)	視覚障害者のための「録音図書」等を製作する(録音によりコピーする)場合の例外。
「字幕」の自動公衆送信 (第37条の2)	聴覚障害者のために、放送番組・有線放送番組の「リアルタイム字幕」を送信する場合の例外。

⑤「報道」関係等

「時事的事件」の報道のための利用 (第41条)	「時事的事件」を「報道」する場合の例外。
「行政機関での公開演説」等の報道のための利用 (第40条第2項)	国・地方公共団体の行政機関、独立行政法人で行われた演説・陳述を、「報道目的」で利用する場合の例外。
「情報公開法」に基づく「開示」等のための利用 (第42条の2)	「情報公開法」等に基づき情報(著作物)の「開示」を行う場合の例外。

⑥「立法」「司法」「行政」関係

「立法」「司法」「行政」のための内部資料としてのコピー (第42条)	「裁判」の手続きや、「立法」「行政」の目的のための「内部資料」としてコピーする場合の例外。
------------------------------------	---

⑦「非営利・無料」の場合の「上演」「演奏」「上映」「口述」「貸与」等関係

非営利・無料の場合の「上演」「演奏」「口述」「上映」 (第38条第1項)	学校の学芸会、市民グループの発表会、公民館での上映会、インターネット画面のディスプレイなど、非営利・無料の利用の場合の例外。
非営利・無料の場合の「本などの貸与」 (第38条第4項)	図書館による「本の貸し出し」などの場合の例外。
非営利・無料の場合の「ビデオなどの貸与」 (第38条第5項)	ビデオライブラリーなどによる「ビデオの貸し出し」などの場合の例外。
非営利・無料の場合の「放送番組等の伝達」 (第38条第3項)	喫茶店に置いてあるテレビなど、受信機を用いて、放送・有線放送される著作物を「公に伝達」する場合の例外。
非営利・無料の場合の「放送番組の有線放送」 (第38条第2項)	「難視聴解消」や「共用アンテナからマンション内への配信」など、放送を受信して直ちに有線放送する場合の例外。

⑧「引用」「転載」関係

「引用」のためのコピー (第32条第1項)	他人の主張や資料等を「引用」する場合の例外。
「行政の広報資料」等の転載 (第32条第2項)	国・地方公共団体の行政機関、独立行政法人の「広報資料」「調査統計資料」「報告書」などを、「新聞」「雑誌」などの刊行物に転載する場合の例外。
「新聞の論説」等の転載 (第39条)	新聞等に掲載・発行された「論説」を、他の新聞等への転載、放送・有線放送する場合の例外。
「政治上の演説」「裁判での陳述」の利用 (第40条第1項)	「政治上の演説・陳述」や「裁判での陳述」を、様々な方法で利用する場合の例外。

⑨「美術品」「写真」「建築」関係

「美術品」のオリジナル等の所有者による「展示」 (第45条)	「美術品」「写真」のオリジナル (原作品) の「所有者」等が公の「展示」を行う場合の例外。
屋外設置の「美術品」「建築物」の利用 (第46条)	一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置されている「美術品」や「建築の著作物」を利用する場合の例外。
美術展の「小冊子」の製作 (第47条)	「美術品」「写真」のオリジナル (原作品) を展示するときに、解説・紹介のための「小冊子」に作品をコピーする場合の例外。

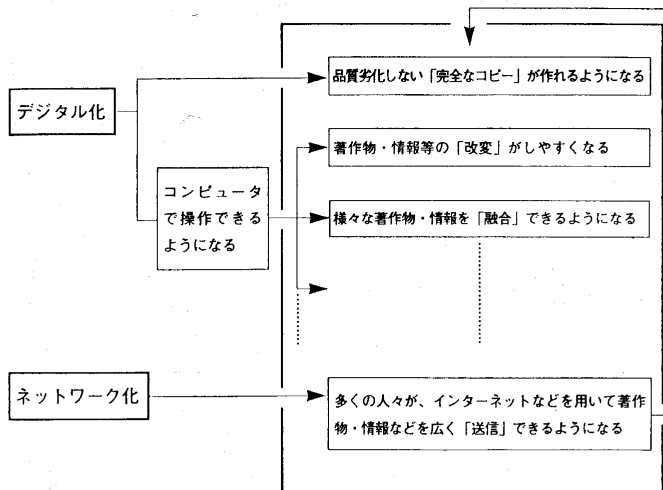
⑩「コンピュータ・プログラム」関係

プログラムの所有者によるコピーなど (第47条の2)	プログラムの所有者が、バックアップコピーやプログラムの修正、改良を行う場合の例外。
----------------------------	---

⑪「放送局」「有線放送局」関係

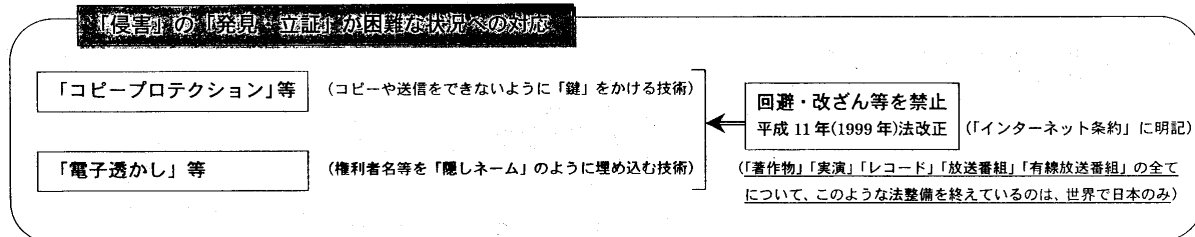
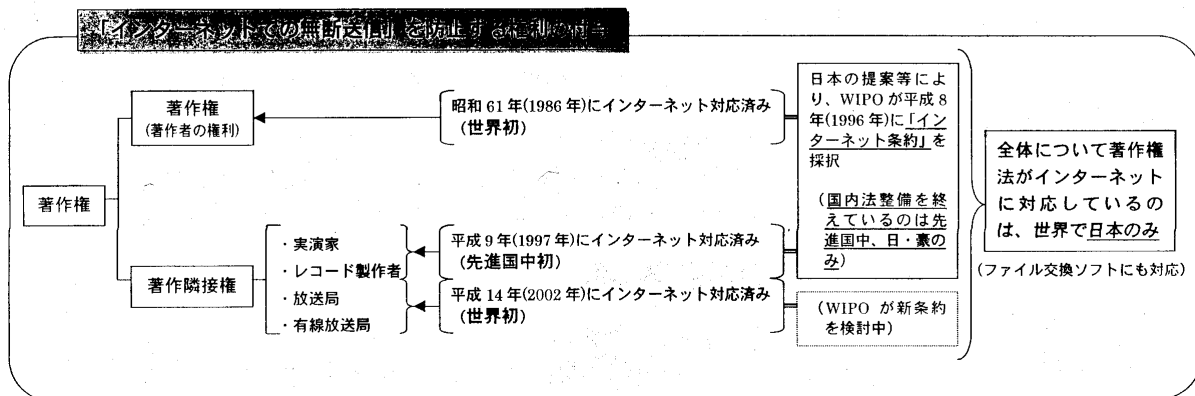
「放送局」や「有線放送局」の一時的なコピー (第44条)	「放送局」や「有線放送局」が放送や有線放送をするために一時的にコピー (録音・録画) をする場合の例外。
------------------------------	--

〔資料2〕



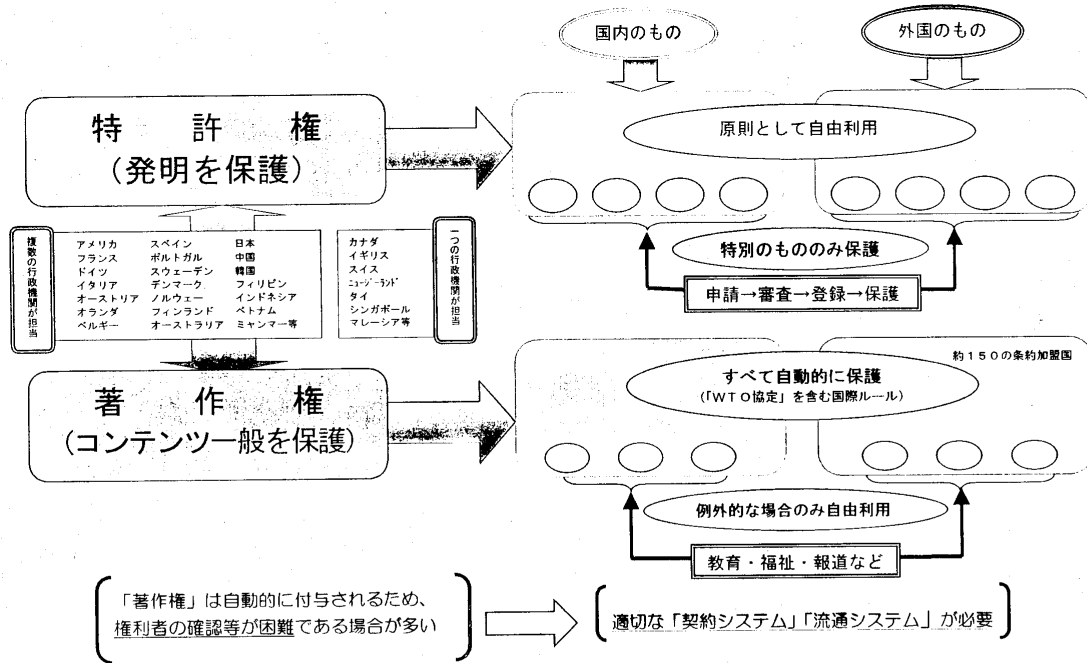
〔資料3〕

インターネットへの対応



[資料4]

特許権と著作権

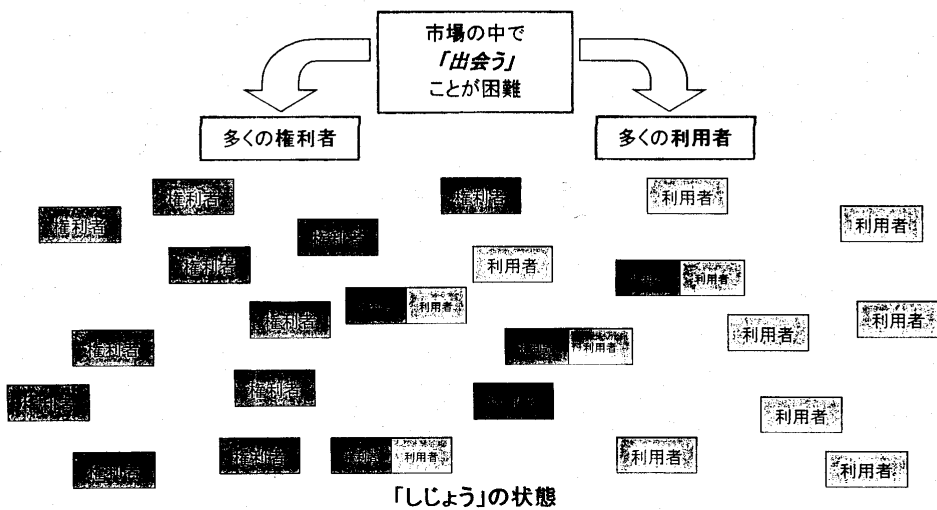


[資料5]

②「円滑な流通」の促進

著作物等のマーケットの特徴と問題

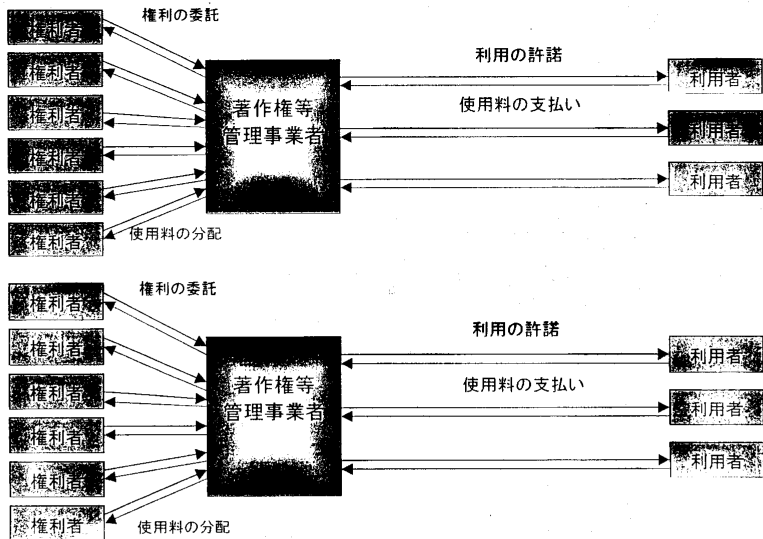
(「しじょう」はあるが「いちば」がない。)



[資料6]

②「円滑な流通」の促進

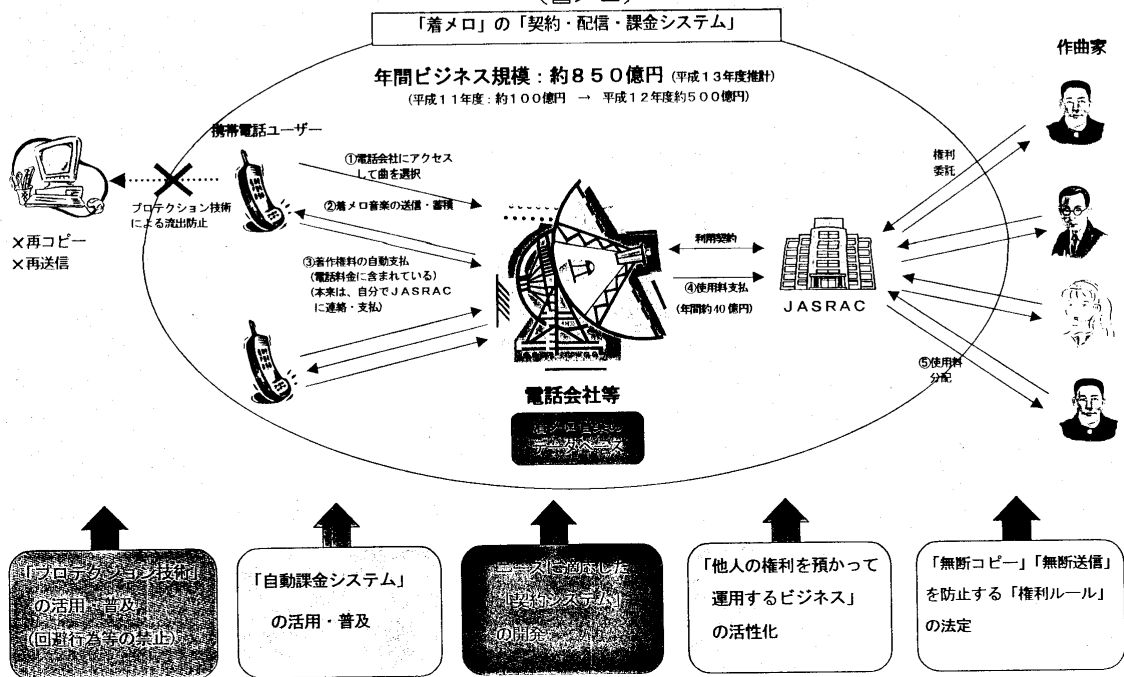
集中管理団体による「管理事業」



[資料7]

②「円滑な流通」の促進

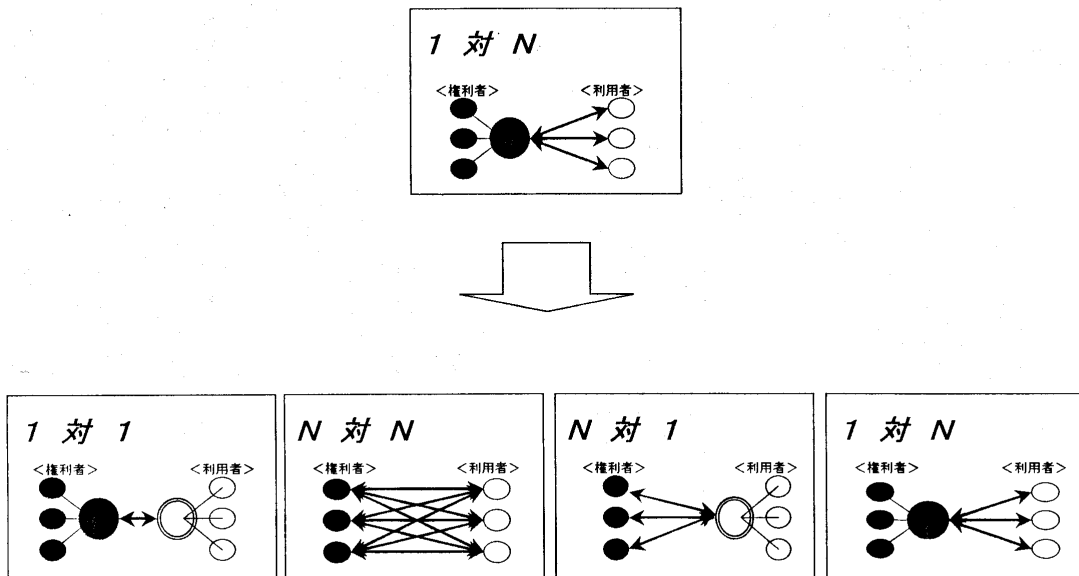
国際的に注目されている「著作権ビジネス」の成功例 (着メロ)



〔資料8〕

②「円滑な流通」の促進

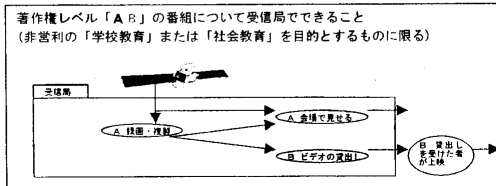
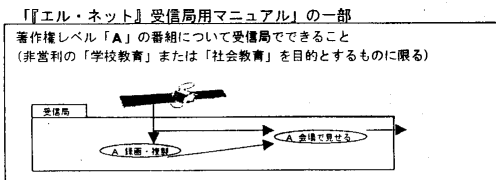
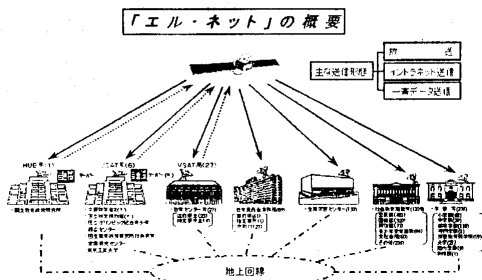
著作権契約を進めるパターン



〔資料9〕

②「円滑な流通」の促進

「スタンダードな契約書」の例



「エル・ネット」の著作権契約書

様式1 (「著作権者用」)

承諾書

私が著作権を有する著作物である_____を「教育情報衛星通信ネットワーク (エル・ネット)」を通じて (送信局) から送信するに当たり、下記「A」の利用行為を複製して行うことを全ての送信局及び受信局に対して許諾するとともに、下記のその他の利用行為を複製して行うこと (「×」印を付したものを除く) をそれぞれの行為を行う人に対して許諾します。ただし、すべての利用は非営利の学校教育又は社会教育を目的とするものに限ります。なお、この許諾は、私の同一性保持権及び氏名表示権に影響を及ぼすものではありません。

記

A. エル・ネット送信局による送信利用等
送信局において、複製し、公衆送信 (送信可能化を含む、以下同じ。) し、及び公に上映するとともに、受信局において、公に伝達し、複製し、及び公に上映すること。

B. 送信局・受信局における「ビデオ二次利用」等
送信局及び受信局 (C) が許諾されている場合には再受信局を含む) において、複製物を公衆に貸与するとともに、貸与を受けた者が公に上映すること。

C. 受信局における「再送信二次利用」
受信局において、公衆送信するとともに、これを受信した局 (再受信局) において、公に伝達し、複製し、及び公に上映すること (再受信局における同様の利用を含む)。

_____年 月 日

住所 _____

(所属・職務 _____)

署名 _____

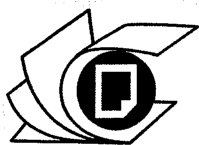
[資料10]

「自由利用マーク」とは？

○著作物を創った人（著作者）が、自分の著作物を他人に自由に使ってもらってよいと考える場合に、その意思を表示するためのマークです。

○どんな利用ができるかは、マークによって異なります。

「自由利用マーク」には、次の3つの種類があります。



コピーOK

「プリントアウト・コピー・無料配布」OKマーク

「プリントアウト」「コピー」「無料配布」のみを認めるマーク

(変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案などは含まれません。そのまま「プリントアウト」「コピー」「無料配布」をする場合に限られます)

(会社のパンフレットにコピーして配布することなどは、営利目的の利用ですが、無料配布であればできます)



障害者OK

「障害者のための非営利目的利用」OKマーク

障害者が使うことを目的とする場合に限り、コピー、送信、配布など、あらゆる非営利目的利用を認めるマーク

(変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案なども含まれます)



学校教育OK

「学校教育のための非営利目的利用」OKマーク

学校の様々な活動で使うことを目的とする場合に限り、コピー、送信、配布など、あらゆる非営利目的利用を認めるマーク

(変更、改変、加工、切除、部分利用、要約、翻訳、変形、脚色、翻案なども含まれます)

詳細は、文化庁ホームページ (www.bunka.go.jp/jiyuriyo) をご覧ください。